

いのちを支える

あま市自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのないあま市の実現を目指して～

平成30年3月

あま市

はじめに

平成30年3月

あま市長 村上 浩司

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|-------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 4 |
| 3 計画期間と進行管理 | 5 |

第2章 自殺の現状等

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 あま市の概況 | 6 |
| 2 自殺に係るデータ | 9 |
| 3 各種アンケート・ヒアリングからみられる現状 | 22 |
| 4 自殺に対する基本認識 | 25 |
| 5 現状からみた課題及び今後の方向性 | 28 |

第3章 計画の基本方針

| | |
|-----------------|----|
| 1 計画の基本理念 | 31 |
| 2 基本施策 | 32 |
| 3 施策の体系 | 34 |

第4章 基本施策

| | |
|---|----|
| 基本施策 1 地域での実践的な取組体制の強化 | 35 |
| 基本施策 2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 | 36 |
| 基本施策 3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進 | 38 |
| 基本施策 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 | 39 |
| 基本施策 5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進 | 41 |
| 基本施策 6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援 | 45 |
| 基本施策 7 地域全体の自殺リスクの低下 | 47 |
| 基本施策 8 自殺未遂者の再企図防止 | 56 |
| 基本施策 9 遺された人への支援 | 57 |
| 基本施策 10 民間団体との連携強化 | 59 |
| 基本施策 11 子ども・若者の自殺対策の更なる推進 | 60 |
| 基本施策 12 勤務問題による自殺対策の更なる推進 | 63 |

第5章 数値目標・重点施策

| | |
|-----------------|----|
| 全体目標・重点項目 | 65 |
|-----------------|----|

第6章 計画の推進体制

| | |
|----------------------------|----|
| 1 推進体制 | 77 |
| 2 進行管理（P D C A サイクル） | 77 |

第7章 資料

| | |
|------------------------------|----|
| 策定経過・策定委員会要綱・策定委員会委員名簿 | 78 |
|------------------------------|----|

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成10年に急増し、以降、年間3万人を超える状態が続いていました。このため、国は平成18年10月28日に自殺対策基本法を施行し、自殺対策に関し基本理念を定め、自殺対策に対する国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明らかにしました。また、自殺対策の総合的な推進に向けて、内閣府に「自殺総合対策会議」を設置し、平成19年に自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を示し、平成24年にその大綱の見直しを行いました。

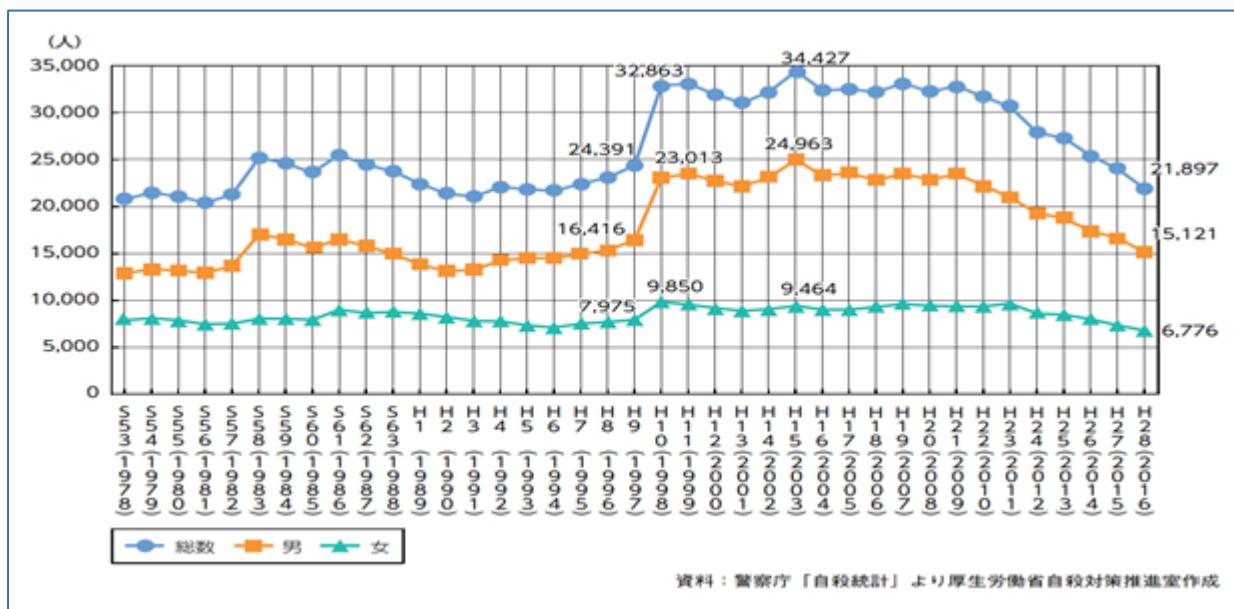
これら法整備等により、地方公共団体等でこころの健康づくり等、様々な施策が取り組まれたことや社会経済状況の変化等から、平成22年以降は自殺者数が減少傾向となりました。しかし、いまだに毎年2万を超える方が自殺により亡くなっている状況が続いており、これは国際的にみると先進国の中では高い水準です。

そのため、国は、平成28年4月に自殺対策基本法を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。さらに、平成29年7月には新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、具体的な取組の方向性を示しました。

あま市では、これらの動向とこれまで取り組んできたこころの健康等に関する施策を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「あま市自殺対策計画」を策定し、あま市の自殺防止対策の指針とします。

本計画に基づき各施策を推進することにより、自殺者数及び自殺死亡率の低減を目指すとともに、市民の自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発や自殺対策に係る人材の育成を推進し、また自殺の危険性が高い人をケアする・悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図ります。

自殺者数の推移



主要国の自殺死亡率(2014年)

| | 総数 | 男 | 女 |
|----------------|------|------|------|
| ロシア(2011年) | 21.8 | 38.7 | 7.3 |
| 日本(2014年) | 19.5 | 27.7 | 11.7 |
| フランス(2013年) | 15.1 | 23.4 | 7.2 |
| アメリカ合衆国(2014年) | 13.4 | 20.9 | 6 |
| ドイツ(2014年) | 12.6 | 19.2 | 6.3 |
| カナダ(2012年) | 11.3 | 17.2 | 5.4 |
| イギリス(2013年) | 7.5 | 12.1 | 3 |
| イタリア(2012年) | 7.2 | 11.5 | 3 |

資料：世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成28年4月施行)概要

■ **目的**の改正(第1条)

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている」ことを追加。

■ 基本理念の追加・改正(第2条第1項・第5項)

○「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」**ことを追加。**

○「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。」**と改正。**

■ 国の責務の**追加**(第3条第3項)

「国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助を行うものとする」**ことを追加。**

■ 自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

○「自殺予防週間(9月10～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開する」**ことを追加。**

○「自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開する」**ことを追加。**

■ 関係者の連携協力の**追加**(第8条)

「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら・協力するものとする」**ことを追加。**

■ 都道府県自殺対策計画等(第13条)**の追加**

「都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」**ことを追加。**

■ 都道府県・市町村に対する交付金の交付の**追加**(第14条)

「国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付することができる」**ことを追加。**

■ 基本的施策の拡充

調査研究等の推進・体制の整備(第15条)、人材の確保等(第16条)

心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等(第17条)、医療提供体制の整備(第18条)**を追加。**

新たな自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)の概要

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における計画的な自殺対策の推進
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

※各施策に担当府省を明記　※補助的な評価指標の盛り込み（例：より深いホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

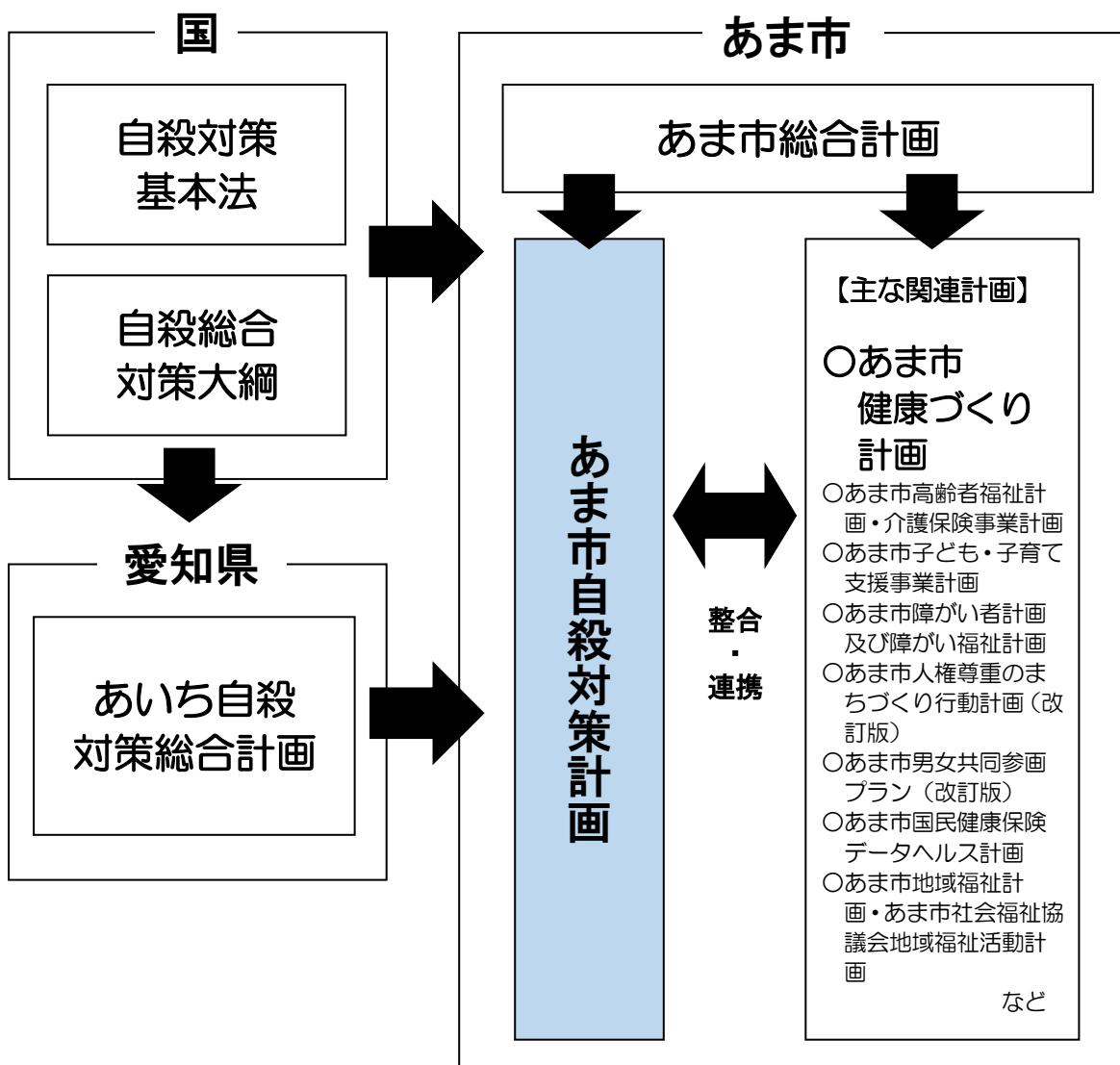
| | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|
| 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する | 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す | 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する | 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る | 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する | 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策 |
| 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる | 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ | 9. 遺された人への支援を充実する | 10. 民間団体との連携を強化する | 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する | 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり対応会議、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひどい離婚者、性マイナリティに対する支援の充実 ・妊娠婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策 |

2 計画の位置付け

あま市自殺対策計画は、あま市の自殺対策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、自殺総合対策大綱、あいち自殺対策総合計画に対応するものです。

また、本計画は、あま市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「あま市総合計画」を基とし、「あま市健康づくり計画」等との整合・連携を図り、あま市の自殺対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示すものです。

計画の位置付け



3 計画期間と進行管理

自殺対策は、予防から継続的に取り組む必要があります。国は自殺総合対策大綱において、自殺死亡率の数値目標を平成27年から10年先の平成38年で設定しており、さらに自殺総合対策大綱をおおむね5年を目途に見直すとしています。

また、市はこころの健康づくりに係る施策・目標等を掲げている「あま市健康づくり計画」の計画期間を、10年間としています。

これらのことと踏まえ、本計画の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、中長期的な視点を持ち継続的に推進します。また、国・愛知県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととし、計画期間の中間年度を目途に中間評価と必要な見直しを行うこととします。

今後は、「あま市健康づくり計画」をはじめ、各種関連計画と整合・連携を図り、一体的な取組を推進します。

計画期間

| 計画名等 | 平成 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 | 36 年度 | 37 年度 | 38 年度 | 39 年度 |
|---------------------|----------------|----------|----------|----------|-----------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| あま市 自殺対策 計画 | 策定 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 中間 評価 見直し | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| あま市 健康づくり 計画 | | | | | 中間 評価 見直し | | | | | | |
| 自殺総合 対策大綱 見直し | ● | | | | | ● | | | | | |

※平成31年度以降の年度の表示については、「平成」が継続したものとみなし、当該年度の表示は新元号による応当年度の表示に読み替えるものとします。

本計画の進行管理については、数値目標による定量的な管理のほか、毎年度基本目標ごとに取組の進行状況の把握と新たな課題の整理を行いながら質的な管理評価に努めます。

第2章　自殺の現状等

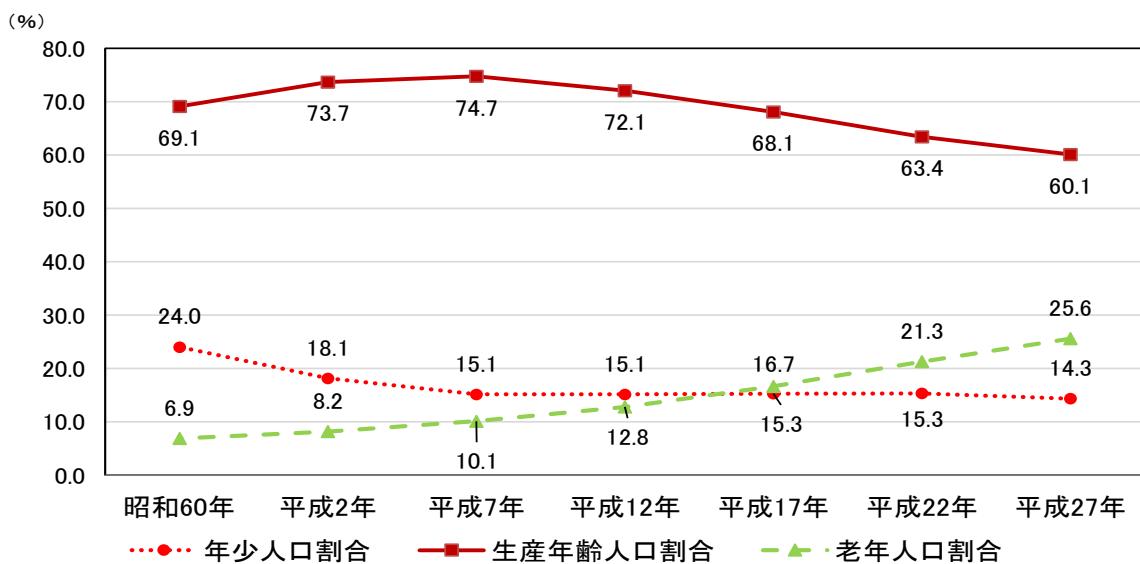
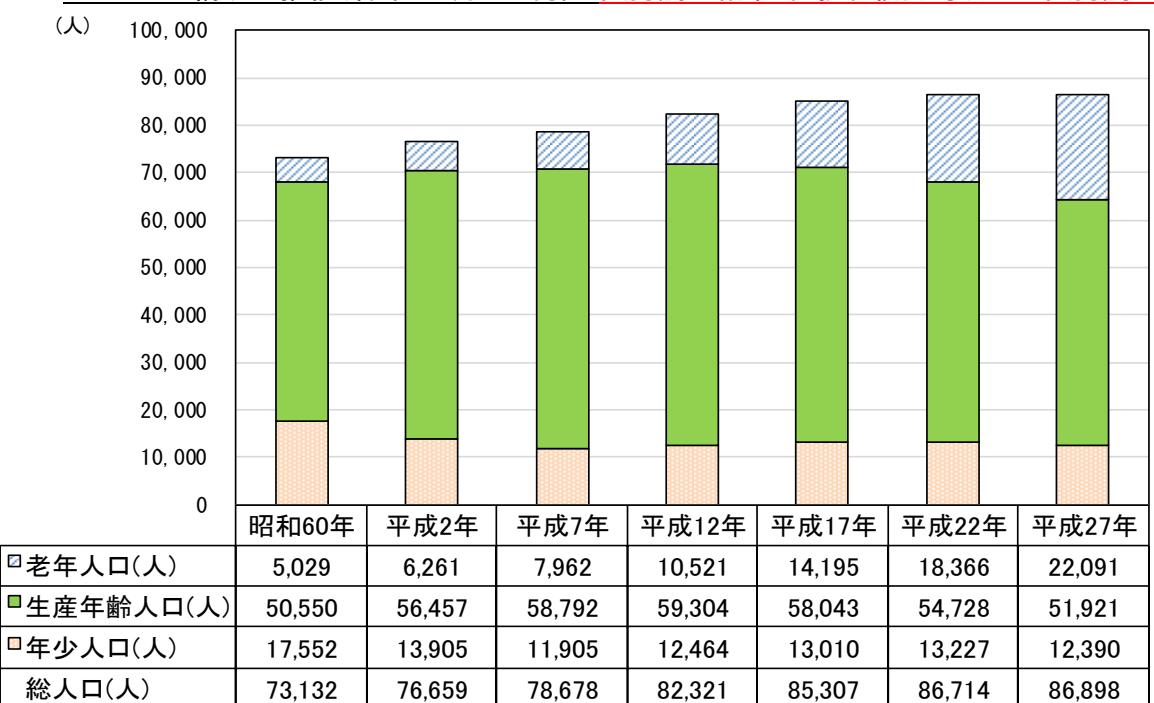
1　あま市の概況

①人口・世帯

あま市の人口は微増しており、平成27年の国勢調査では86,898人となっています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その比率は低下しており、平成7年に74.7%だった構成比は平成27年では60.1%に低下しています。

その一方で、65歳以上の老人人口は毎年上昇を続け、平成27年には2万人を超え、構成比は25.6%に上っています。

人口・人口構成の推移(各年 10月1日現在・国勢調査結果・総務省統計局(以下「国勢調査」))



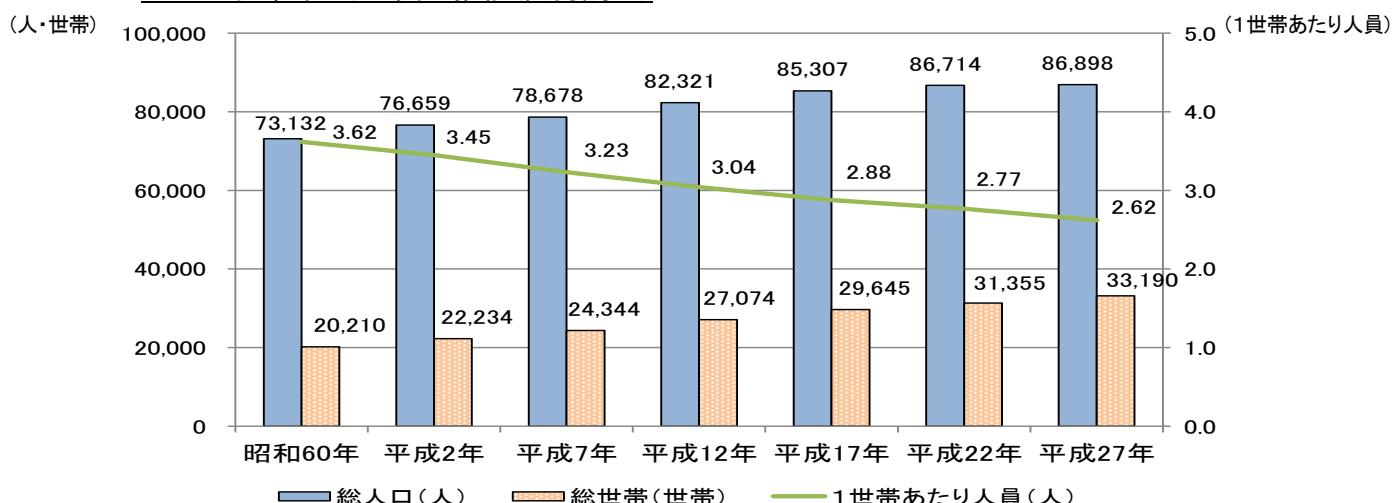
※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

②世帯数・世帯構成

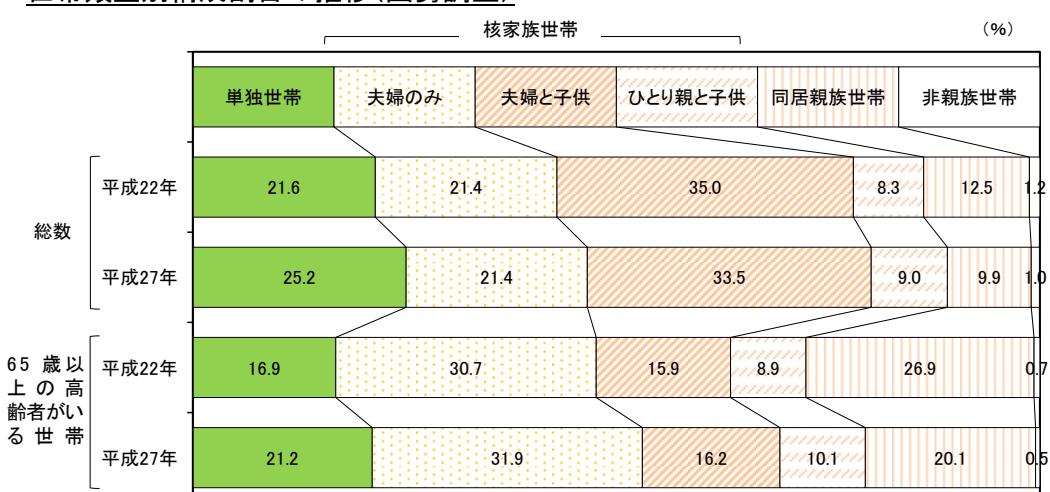
人口・世帯数はともに増加していますが、1世帯あたり人員は減少しており、平成12年以降は3人を下回り、2人台で緩やかに減少しています。

世帯構成は、平成22年と平成27年を比べると単独世帯割合が増加しており、なかでも65歳以上の高齢者のいる世帯では単独世帯が16.9%から21.2%に増加しています。

人口・1世帯あたり人員の推移(国勢調査)



世帯類型別構成割合の推移(国勢調査)



③人口動態

人口動態は、国では自然減により減少していますが、あま市と愛知県は自然増と社会増により増加しています。

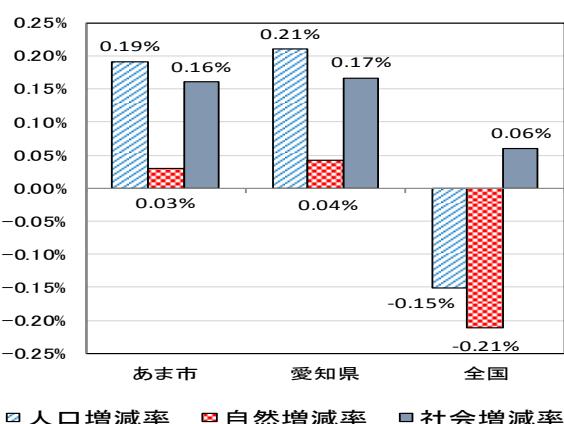
人口動態(平成25年～平成28年の(1月1日～12月31日)平均・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省自治行政局)

$$\text{人口増減率} = \frac{\text{平成28年1月1日～12月31日の人口増減数}}{\text{平成29年1月1日の人口}} \times 100$$

【平成28年の場合】

$$\text{自然増減率} = \frac{(\text{出生数}-\text{死亡数})}{\text{人口}} \times 100$$

$$\text{社会増減率} = \frac{(\text{転入者数}-\text{転出者数})}{\text{人口}} \times 100$$

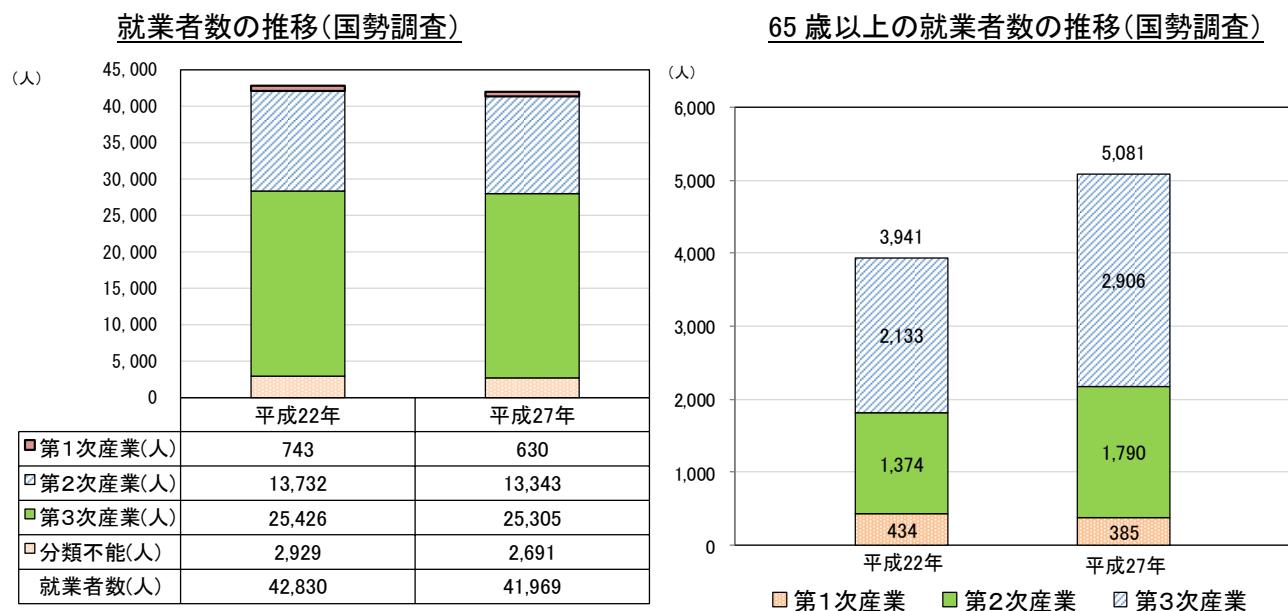


第2章 自殺の現状等

④就業構造等

就業者数は4万人台で推移しており、平成27年は41,969人で、産業別では第3次産業が25,305人と最も多く、次いで第2次産業の13,343人、第1次産業の630人となっています。また、64歳以下の就業者は減少しましたが、65歳以上の就業者は増加し平成27年は5,000人を超えました。

従業員別事業所数は、民間では、従業員数が1～4人の事業所が1,641か所と最も多く、5～9人が542か所、10～19人が356か所となっています。



従業員別事業所数・従業員数(平成26年経済センサス-基礎調査結果・総務省統計局)

| 総数 | | 民間 | | | | | | | | | | | | 国、教養企業体、公共団体 | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|-------|------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------------|------|-------|
| | | 総数 | | 1～4人 | | 5～9人 | | 10～19人 | | 20～29人 | | 30人以上 | | | | |
| 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | 事業所数 | 従業員数 | |
| 2,893 | 26,227 | 2,804 | 23,951 | 1,641 | 3,505 | 542 | 3,533 | 356 | 4,780 | 126 | 3,025 | 128 | 9,108 | 11 | 89 | 2,276 |

⑤生活保護の状況

平成25～29年度の被保護世帯は550世帯以上で推移しており、保護率(人口千人あたり)は平成26年度愛知県平均5.8「平成28年度厚生統計要覧(厚生労働省)より」と比較すると、高い水準といえます。

平成29年度の被保護世帯は550世帯、被保護人員は696人、保護率は人口千人あたり7.86となっています。

生活保護の推移(各年度4月1日現在・市社会福祉課)

| | 被保護世帯(世帯) | 被保護人員(人) | 保護率(千人あたり) |
|--------|-----------|----------|------------|
| 平成25年度 | 586 | 767 | 8.72 |
| 平成26年度 | 561 | 726 | 8.23 |
| 平成27年度 | 554 | 705 | 7.98 |
| 平成28年度 | 576 | 727 | 8.17 |
| 平成29年度 | 550 | 696 | 7.86 |

2 自殺に係るデータ

自殺件数は年により**ばらつきがあり**、件数自体が多くないため、増減率が大きくなっています。このため、年ごとの推移だけでなく、平成23～28年の総数を合わせて示します。

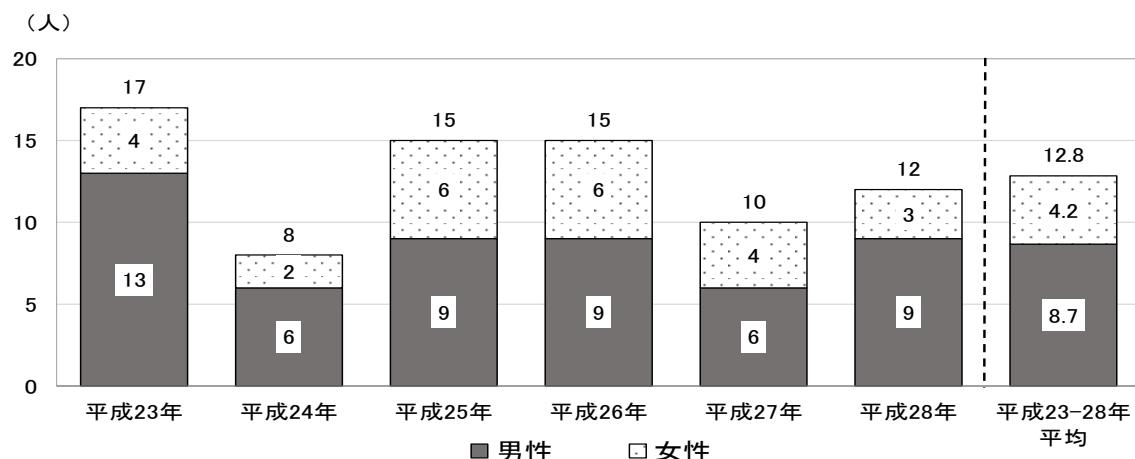
今後は、蓄積したデータを整理・分析し、効果的な事業・取組を推進する必要があります。

※本章で用いるデータの出典で特に記載のないものは、すべて内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に、市で一部を加工し、作成したものです。

① 自殺者数・自殺死亡率

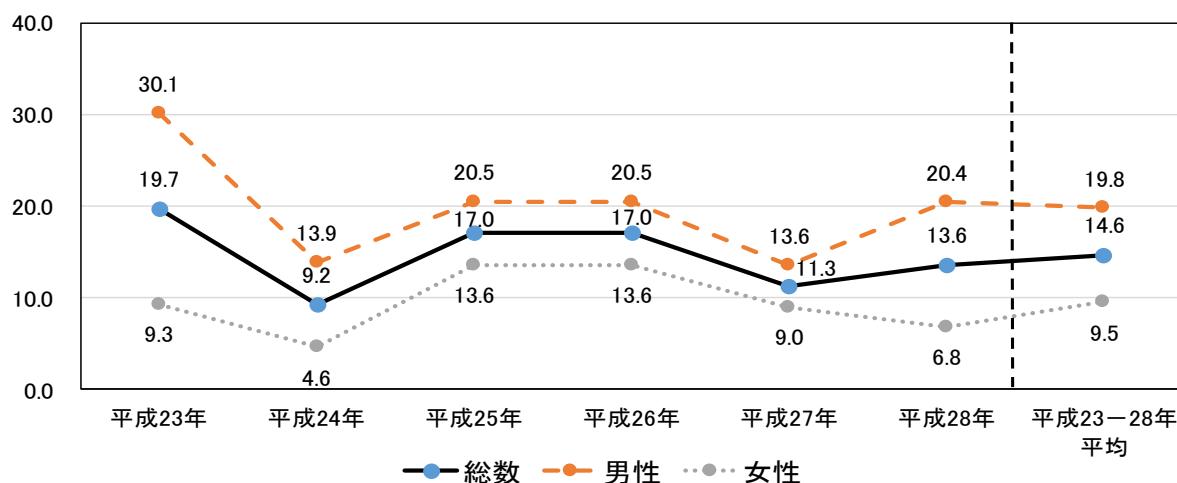
あま市の近年の自殺者数は年間15件前後で推移しており、平成23～28年の総数で77人が自殺により死亡しています。この間の平均の自殺死亡率は人口10万人対で14.6となり、これは国・愛知県の平成28年自殺死亡率よりは低い水準です。しかし、国・愛知県の自殺死亡率は低下傾向で推移しているのに対し、あま市では、ほぼ横ばいで推移しています。

男女別でみると、国・愛知県平均同様、あま市においても自殺者数・自殺死亡率ともに男性が女性を大きく上回っています。

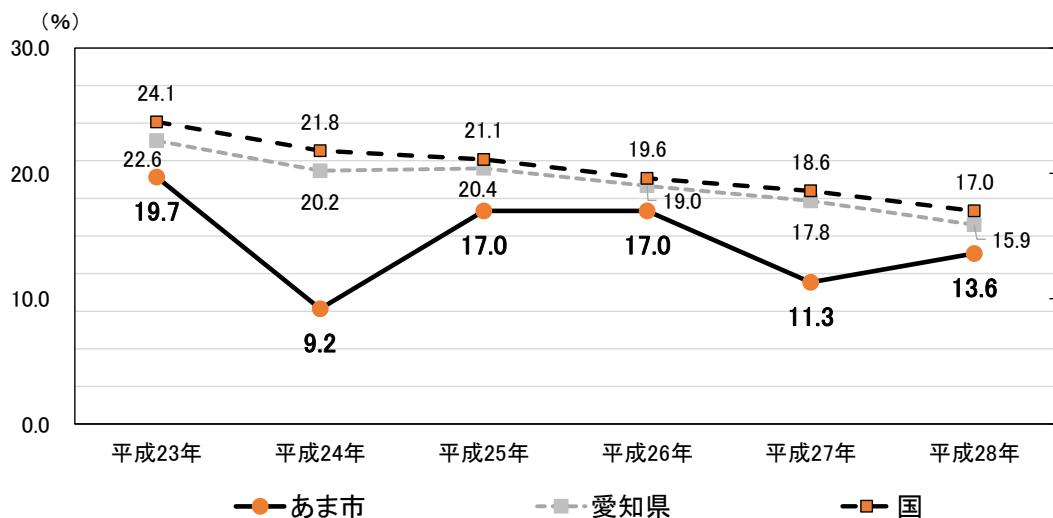


※平成23～28年平均の男女内訳数の和は、端数処理のため合計数と合致していません。

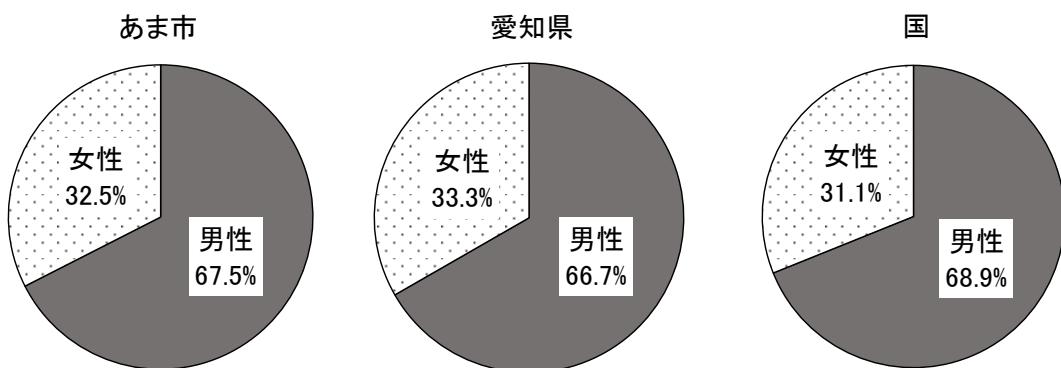
自殺死亡率(人口10万人対)の推移



自殺死亡率(人口 10 万人対)の比較



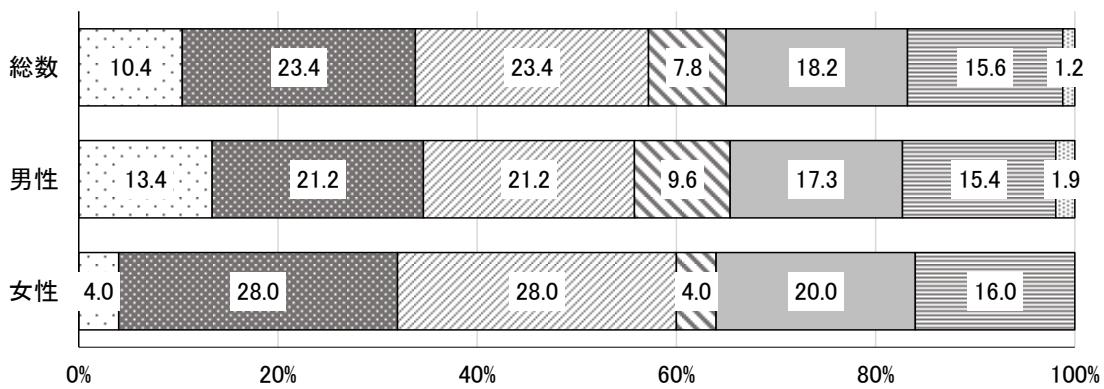
男女別割合の比較(あま市:平成 23~28 年総数 愛知県・国:平成 28 年)



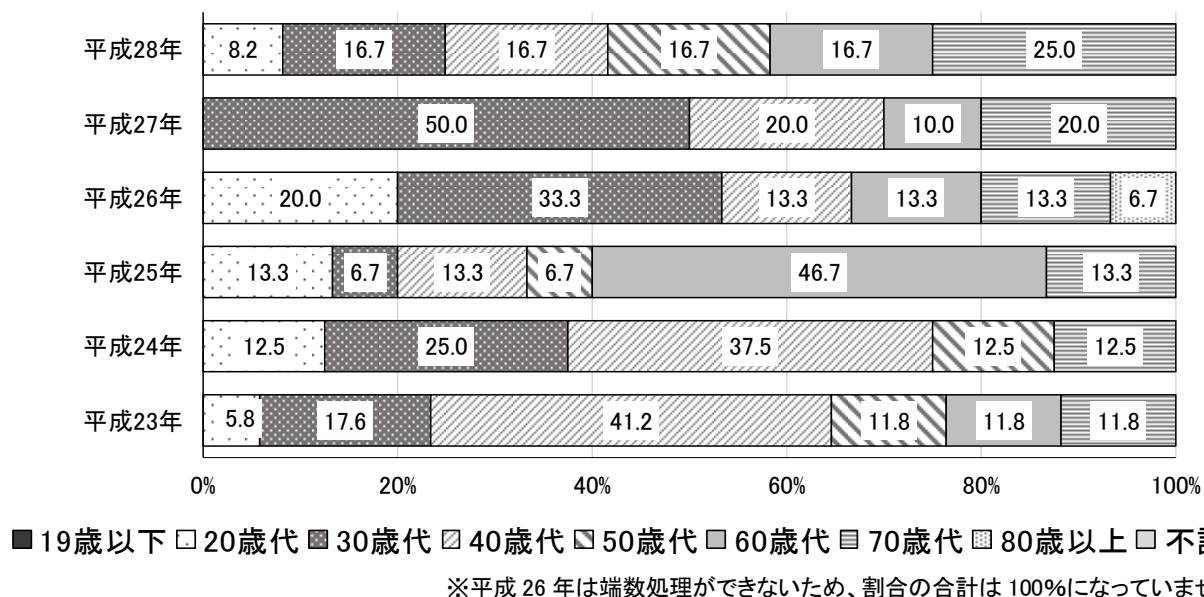
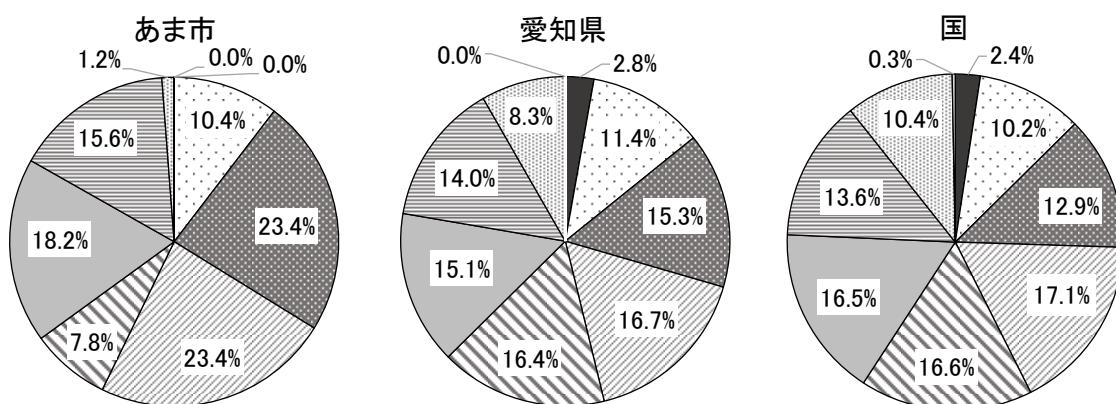
②年代別自殺状況

年代別では、平成23年～28年で19歳以下の自殺死亡者はみられず、平成25年は60歳代の件数が同年の約4割を占め多くなったものの、それ以外は30・40歳代の自殺死亡者数が多くみられます。国・愛知県と比較しても30・40歳代が多い状況となっています。

年代別・男女別自殺死亡者割合(平成 23~28 年総数)



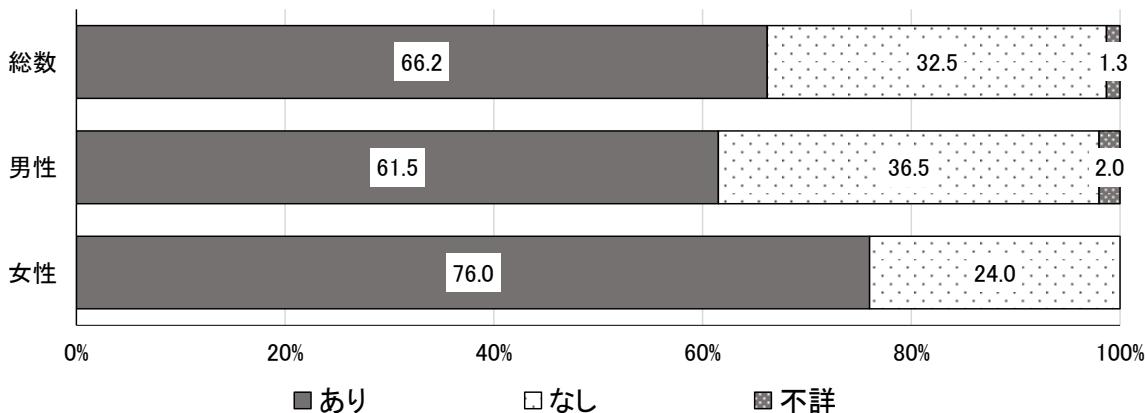
■ 19歳以下 □ 20歳代 ■ 30歳代 □ 40歳代 □ 50歳代 □ 60歳代 ■ 70歳代 □ 80歳以上 □ 不詳

年代別自殺死亡者割合の推移年代別割合の比較(あま市:平成 23~28 年総数 愛知県・国:平成 28 年)

■ 19歳以下 □ 20歳代 ■ 30歳代 □ 40歳代 □ 50歳代 □ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳以上 □ 不詳

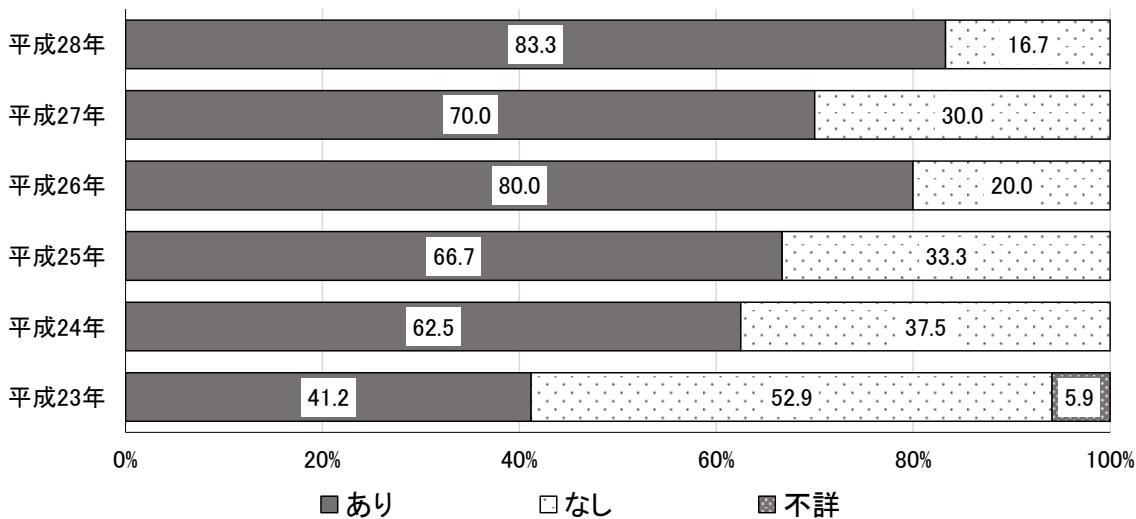
③同居人有無別自殺状況

同居人の有無別では、同居人「あり」が約67%と多いものの、男女別では、男性の同居人「あり」の割合が61.5%と女性の76.0%と比べて低くなっています。

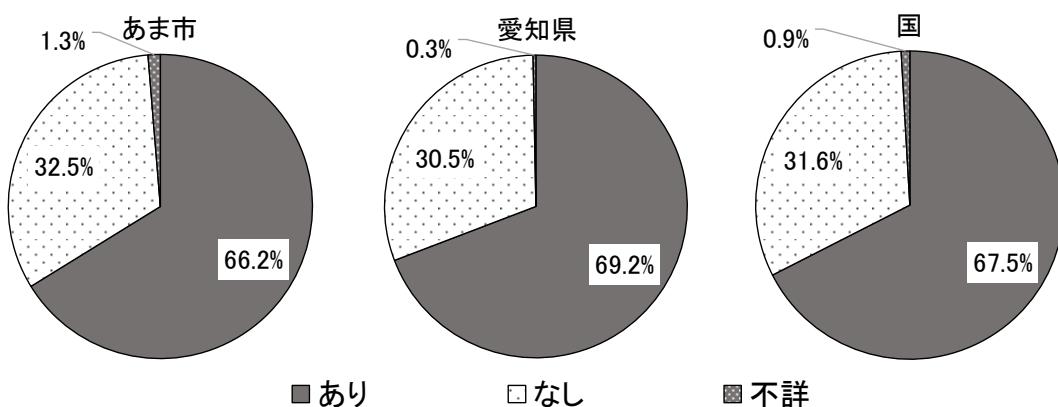
同居人有無別・男女別自殺者割合(平成 23~28 年総数)

※平成 24 年は男女別データがないため、割合算出には含めていません。

同居人有無別自殺者割合の推移



同居人有無別割合の比較(あま市:平成23～28年総数 愛知県・国:平成28年)

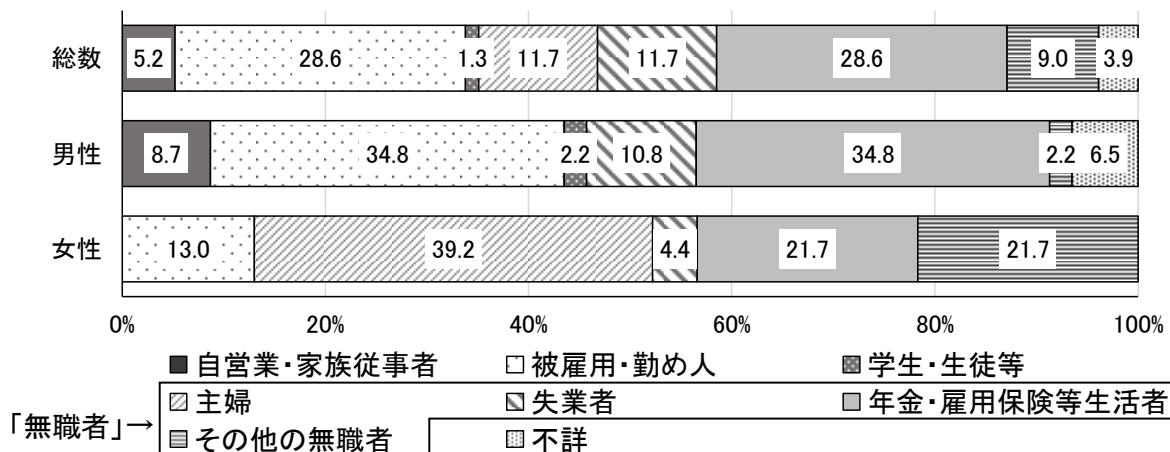


④職業別自殺状況

職業別では、「被雇用・勤め人」と「年金・雇用保険等生活者」の割合が多く、男女別では、男性は「被雇用・勤め人」及び「年金・雇用保険等生活者」、女性は「主婦」の割合が多くなっています。

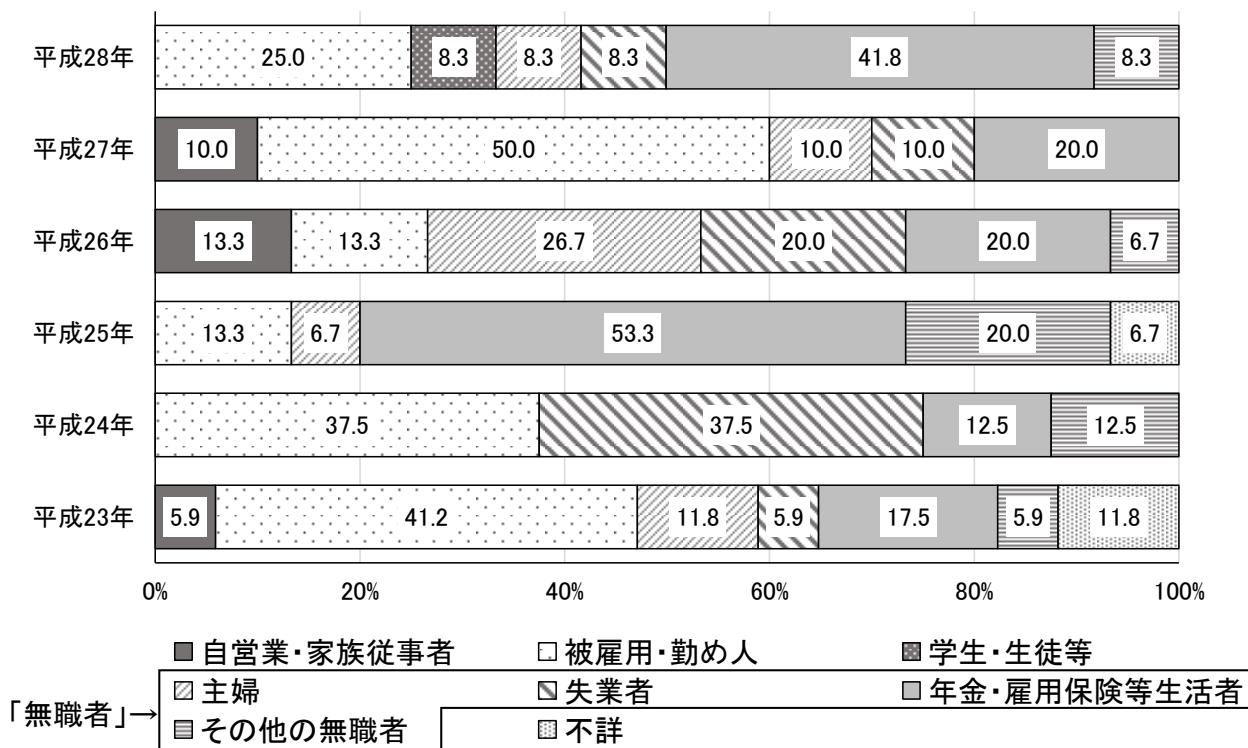
このうち、平成23・27年は「被雇用・勤め人」が多いものの、毎年「無職者（主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者）」が半数近くを占めています。

職業別・男女別自殺者割合(平成23～28年総数)

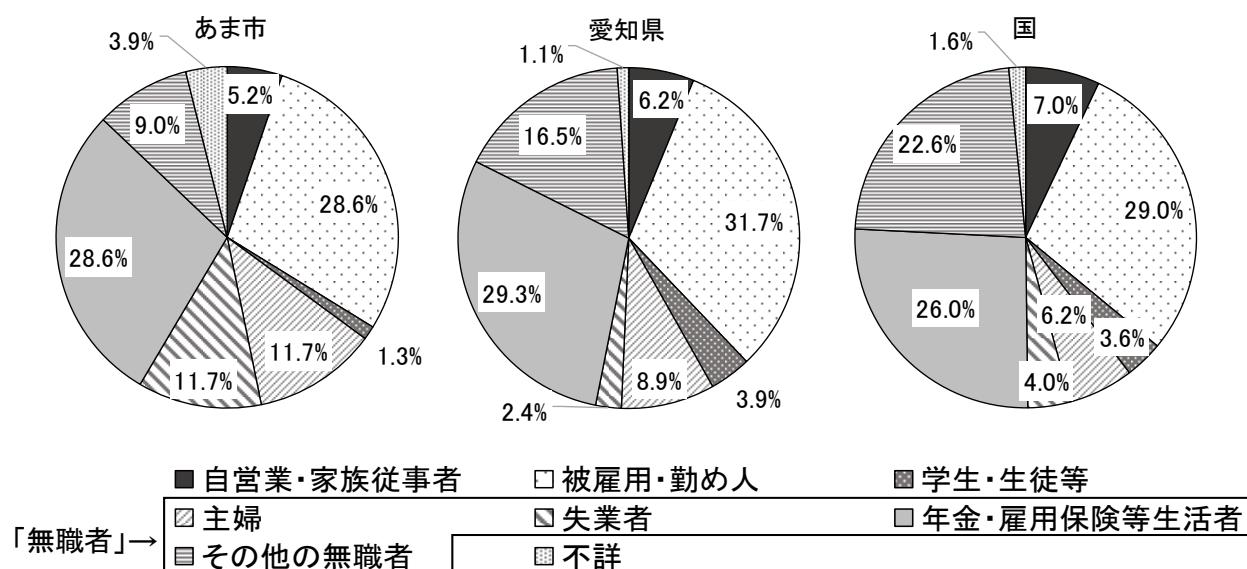


※平成24年は男女別データがないため、割合算出には含めていません。

職業別自殺者割合の推移



職業別自殺者割合の比較(あま市:平成23~28年総数 愛知県:国:平成28年)

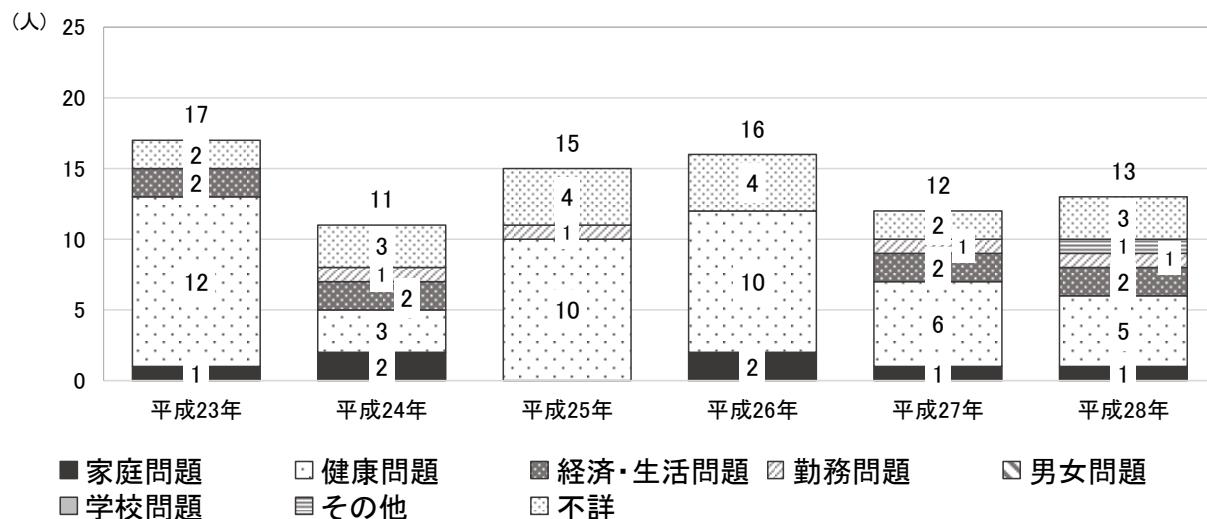


⑤原因・動機別自殺状況

原因・動機別では、原因・動機が複数の場合もありますが、毎年「健康問題」の割合が多く全体の約5割を占めており、男女別でも「健康問題」が最も多くなっています。また「健康問題」以外では、男性は「経済・生活問題」、女性では「家庭問題」が多くなっています。

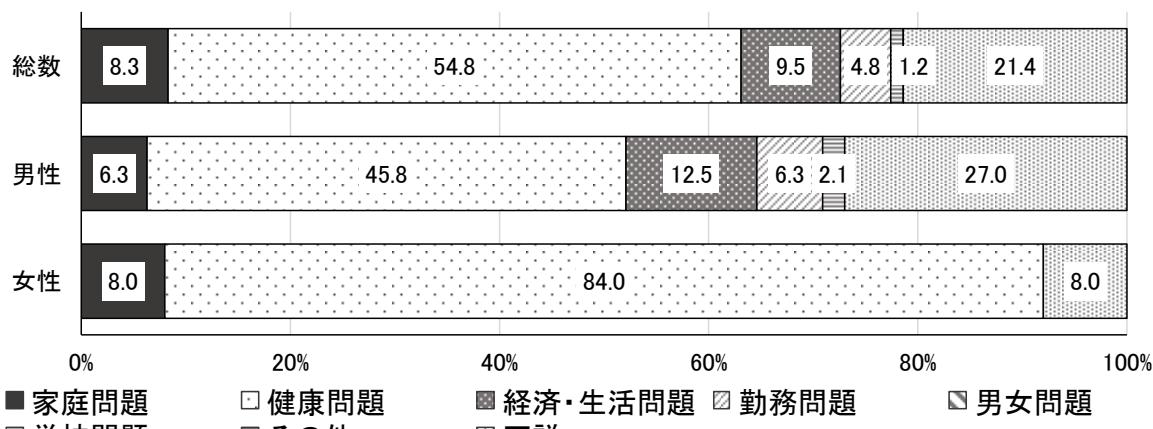
第2章 自殺の現状等

原因別自殺者数の推移



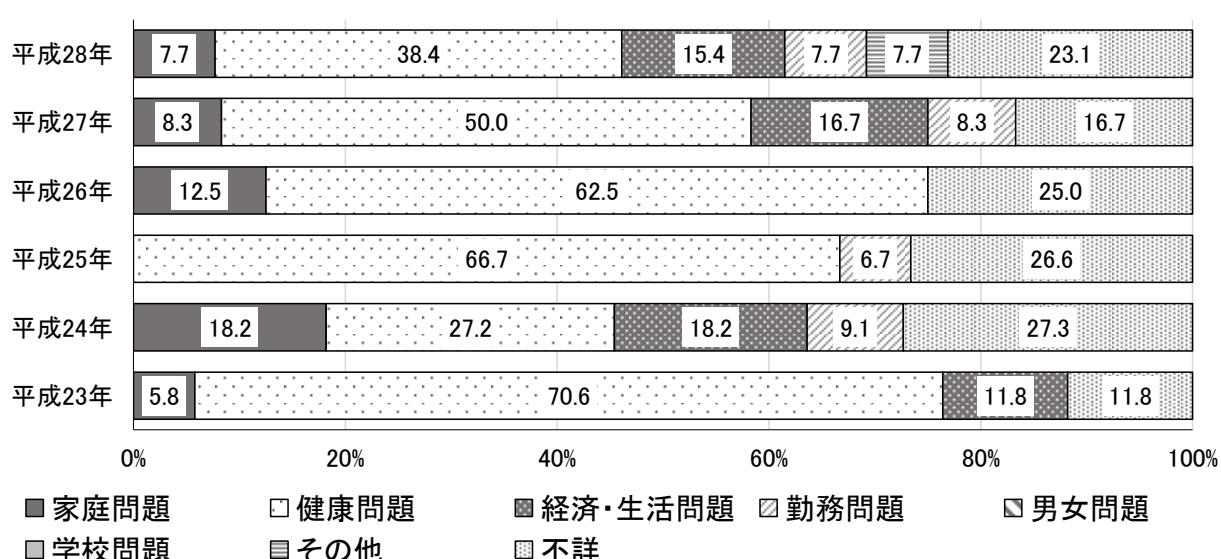
※原因が複数の場合があるため、自殺者数の総数と異なっています。

原因別・男女別自殺者割合(平成23~28年総数)

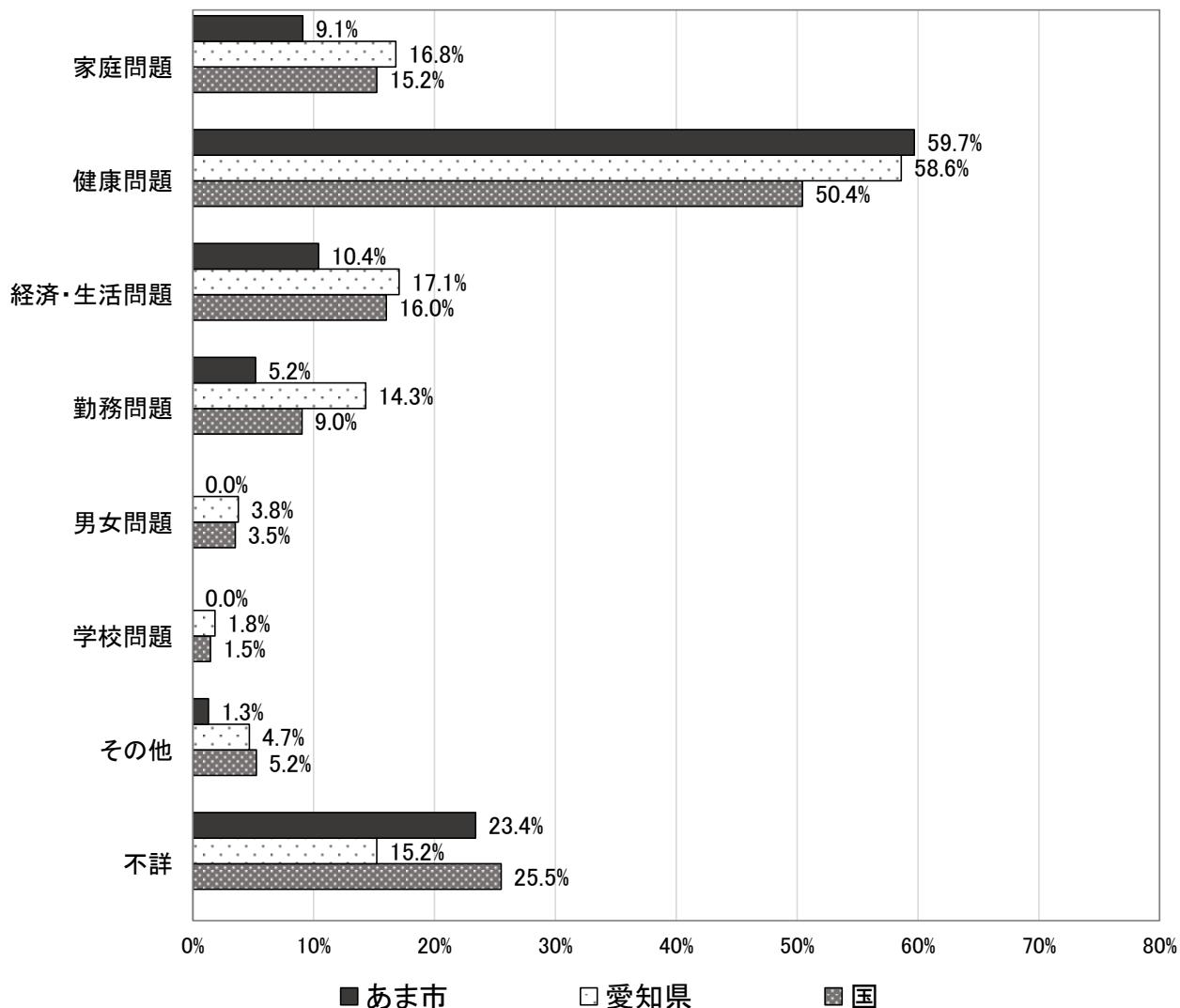


※平成24年は男女別データがないため、割合算出には含めていません。

原因別自殺者割合の推移



原因別自殺者割合の比較(あま市:平成23~28年総数 愛知県・国:平成28年)



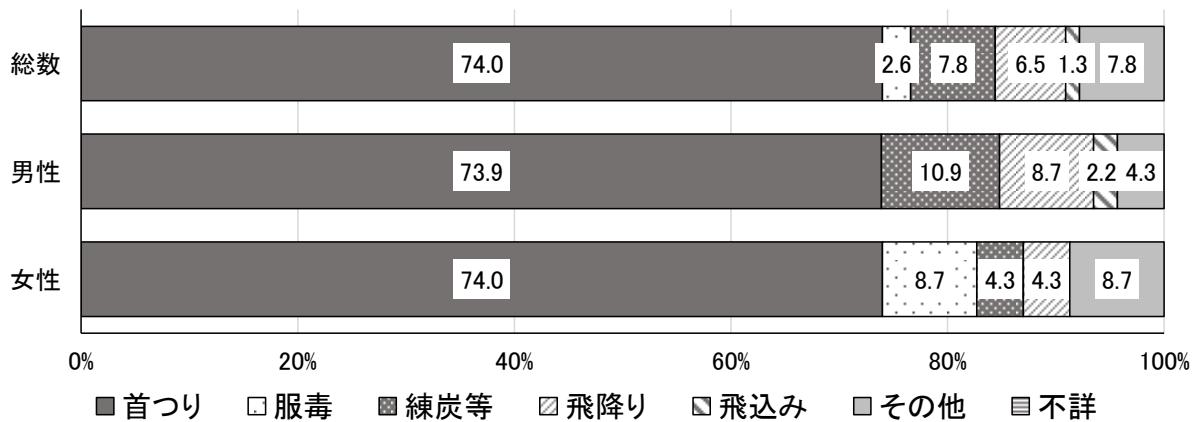
※原因が複数の場合があるため、割合の合計は100%を超えています。

⑥企図別・場所別自殺状況

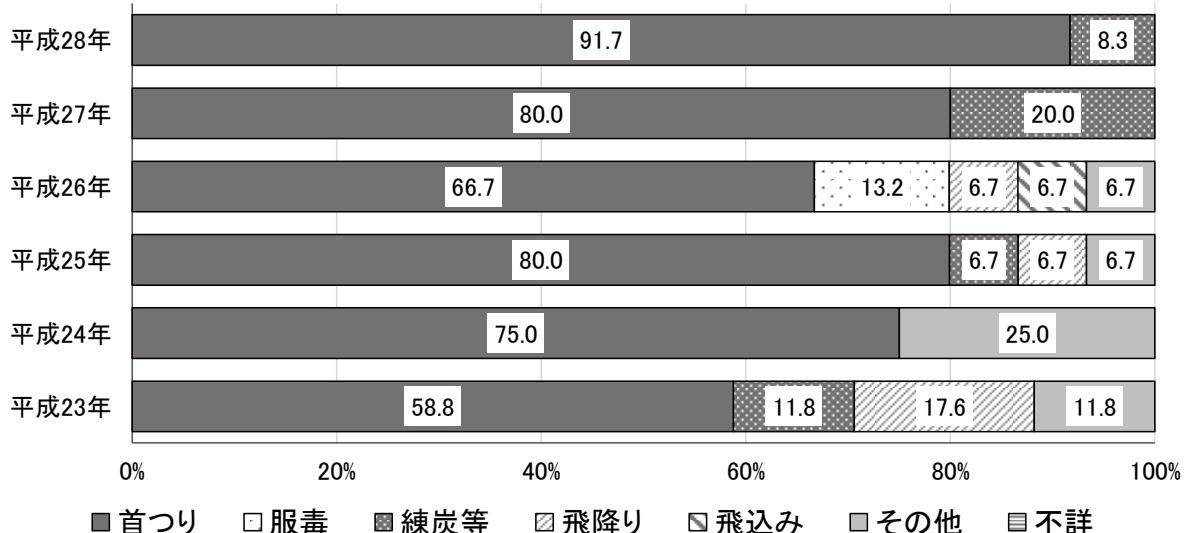
企図別では、「首つり」の割合が約7割と多く、特に平成28年は90%以上が「首つり」となっています。男女別でみると、男女ともに「首つり」の割合が一番多く、次いで男性では「練炭等」、女性では「服毒」となっています。国・愛知県においても「首つり」の割合が多いものの、あま市の「首つり」の割合は、国・愛知県と比較しても多くなっています。

第2章 自殺の現状等

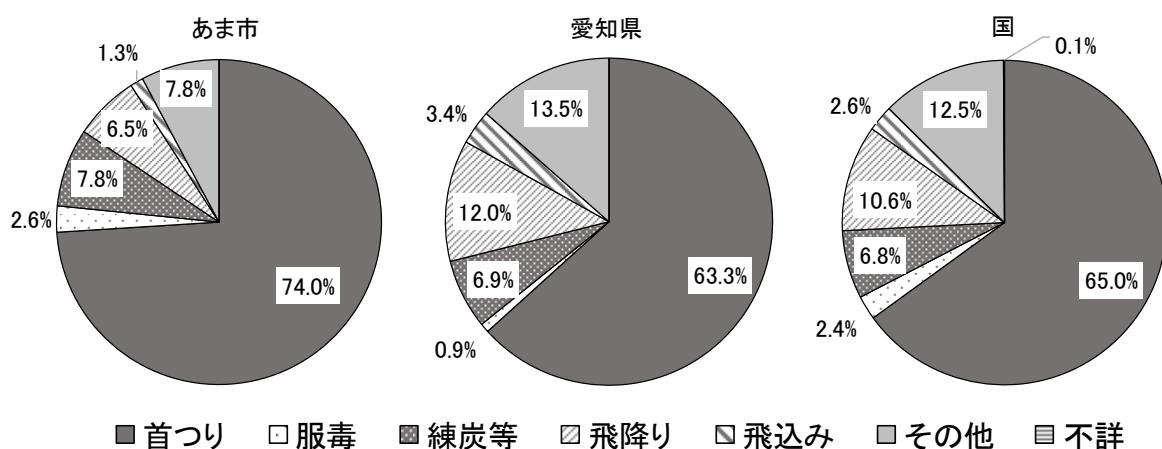
企図別・男女別自殺者割合(平成 23~28 年総数)



企図別自殺者割合の推移

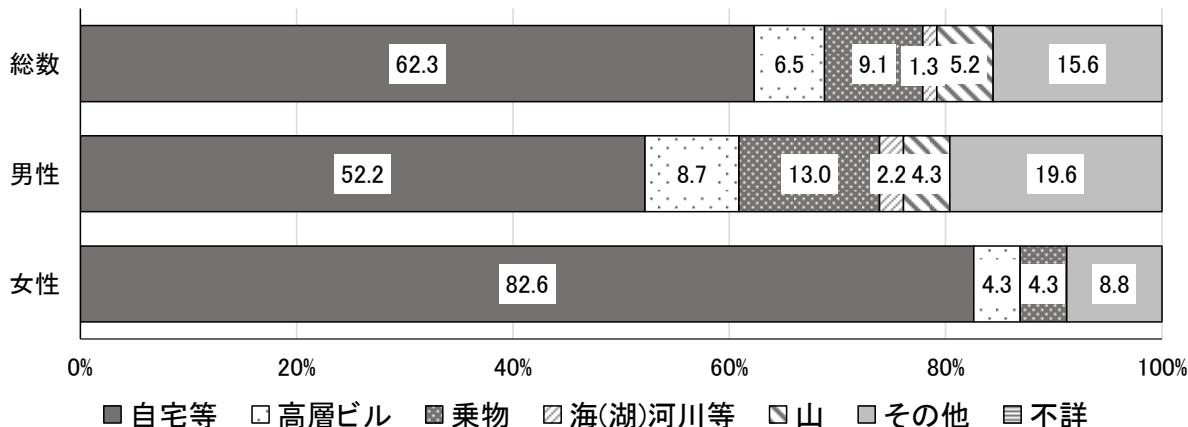


企図別自殺者割合の比較(あま市:平成 23~28 年総数 愛知県・国:平成 28 年)

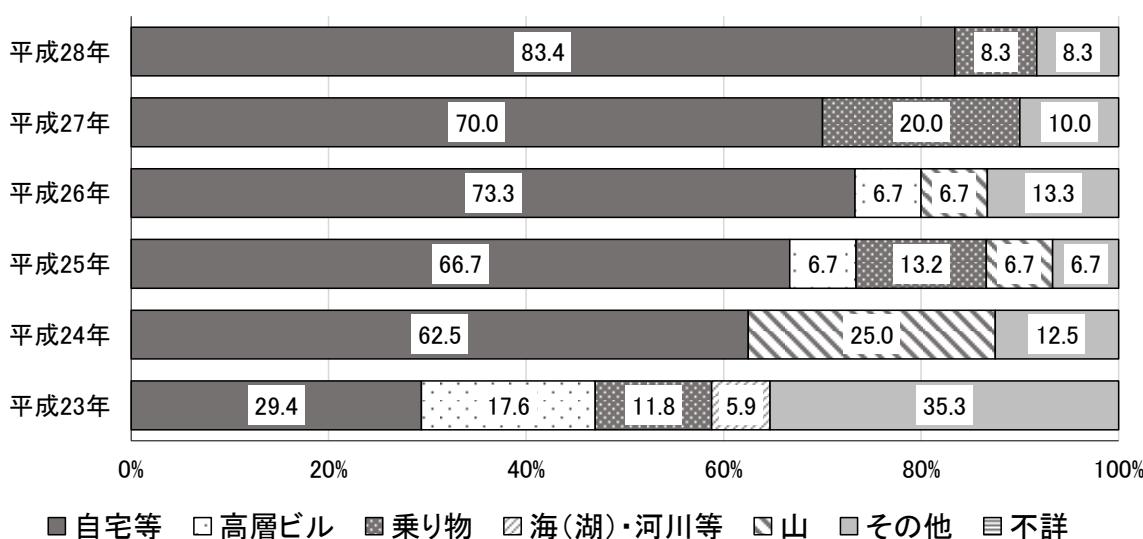


場所別では、「自宅等」が約6割と多く、男女別でみると、女性は「自宅等」が特に多い状況です。「自宅等」は平成28年では8割を超えており、国・愛知県と同様に多く、それ以外の場所は少数となっています。

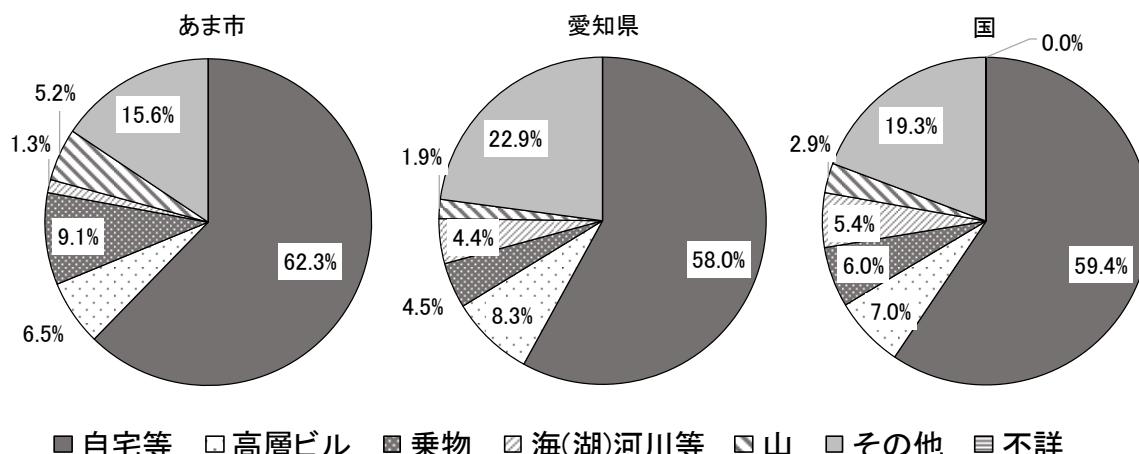
場所別・男女別自殺者割合(平成 23~28 年総数)



場所別自殺者割合の推移



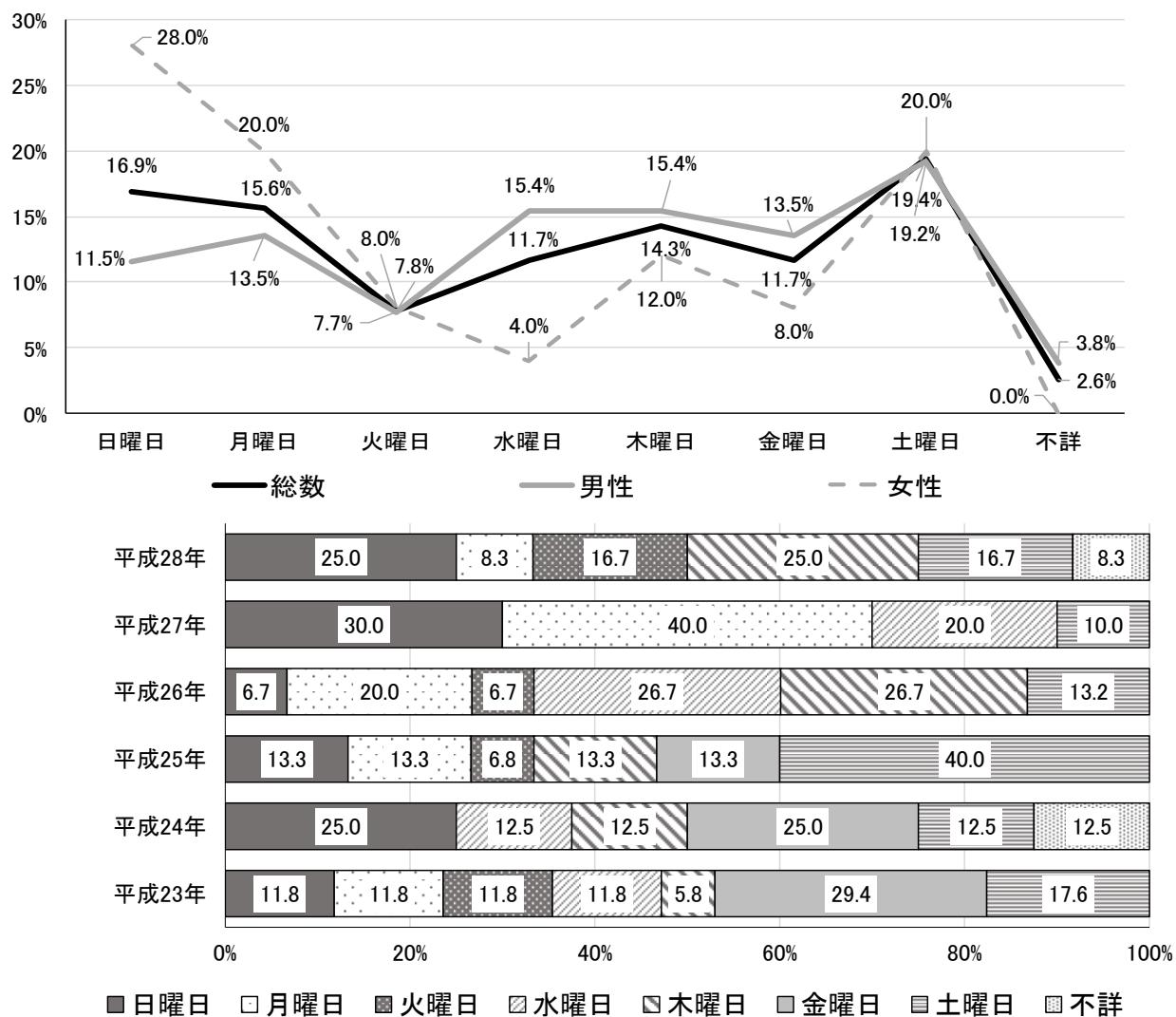
場所別自殺者割合の比較(あま市:平成 23~28 年総数 愛知県・国:平成 28 年)



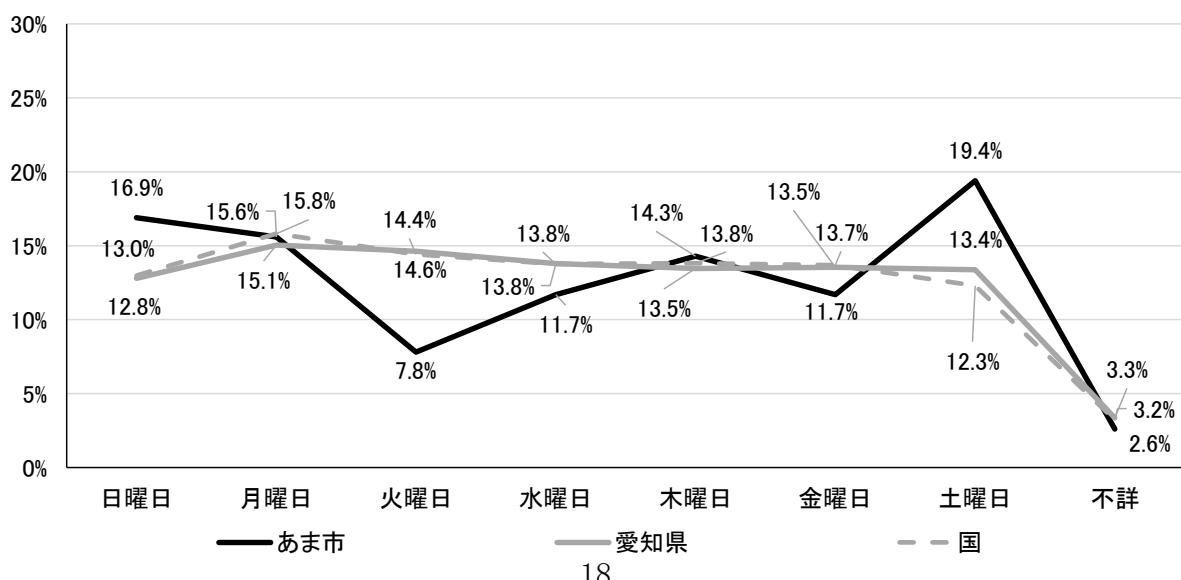
⑦曜日・時間別自殺状況

曜日別では、**その年によって変化しますが、男性は「土曜日」、女性は「日曜日」の割合が多くなっています。**その年によって変化しますが、国・愛知県に比べると「土曜日」の割合が最も多くなっています。

曜日別・男女別自殺者割合(平成 23~28 年総数)

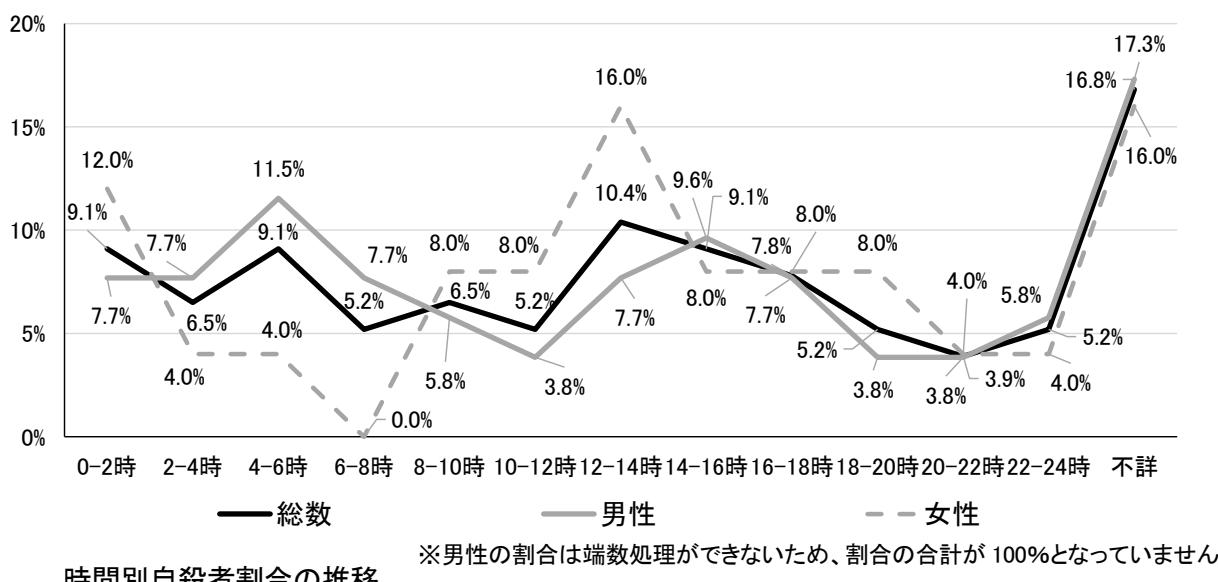


曜日別自殺者割合の比較(あま市:平成 23~28 年総数 愛知県・国:平成 28 年)



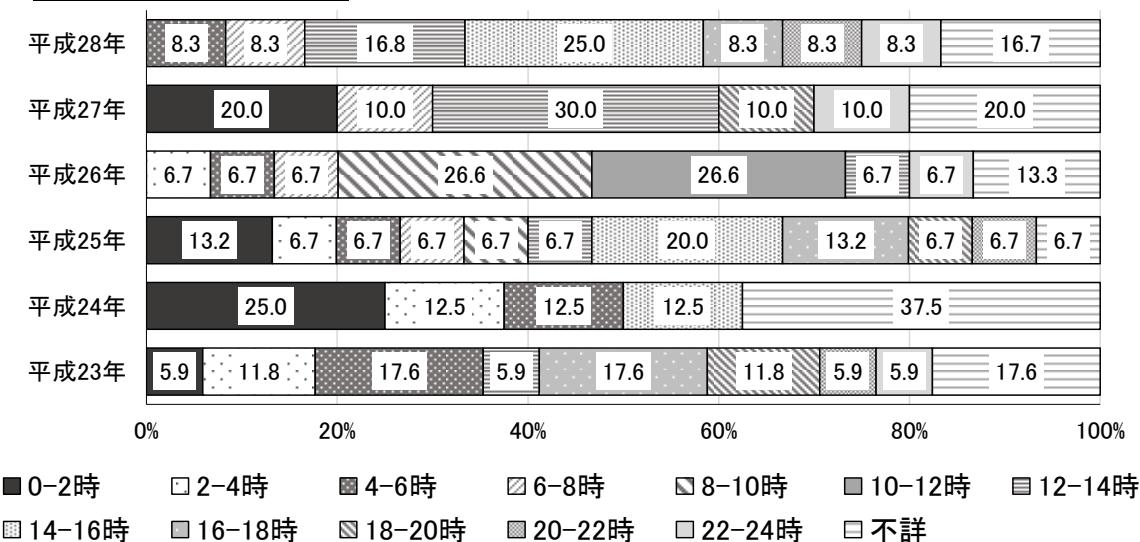
時間別では、男性は「4～6時」の明け方の割合が多く、女性は「12～14時」の日中の割合が多い状況です。平成24年までは0～6時の深夜から明け方にかけての割合が多くなっていましたが、近年は日中の時間帯が多くなっています。

時間別・男女別自殺者割合(平成23～28年総数)

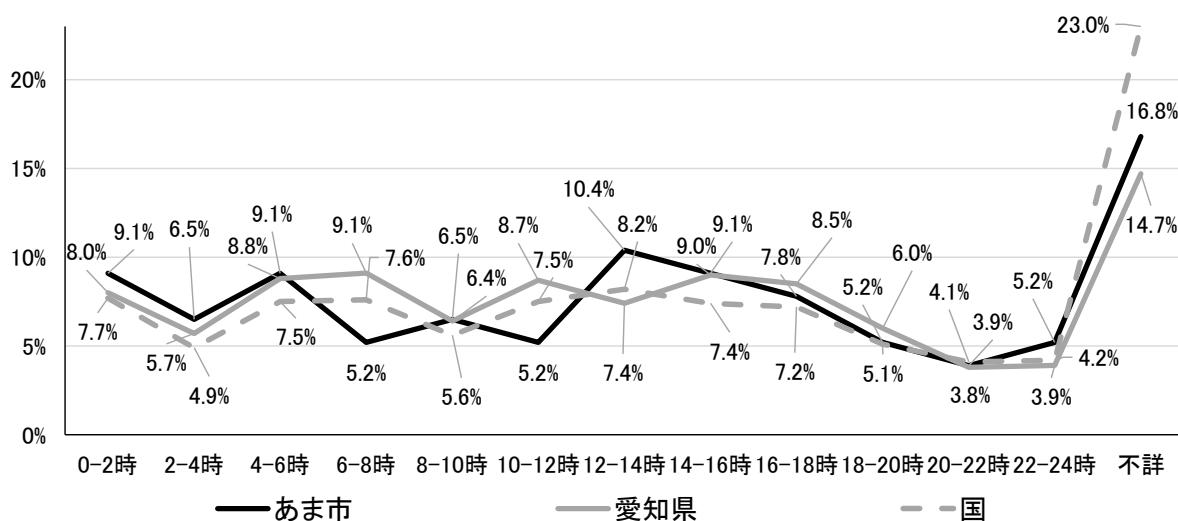


※男性の割合は端数処理ができないため、割合の合計が100%となっていません。

時間別自殺者割合の推移



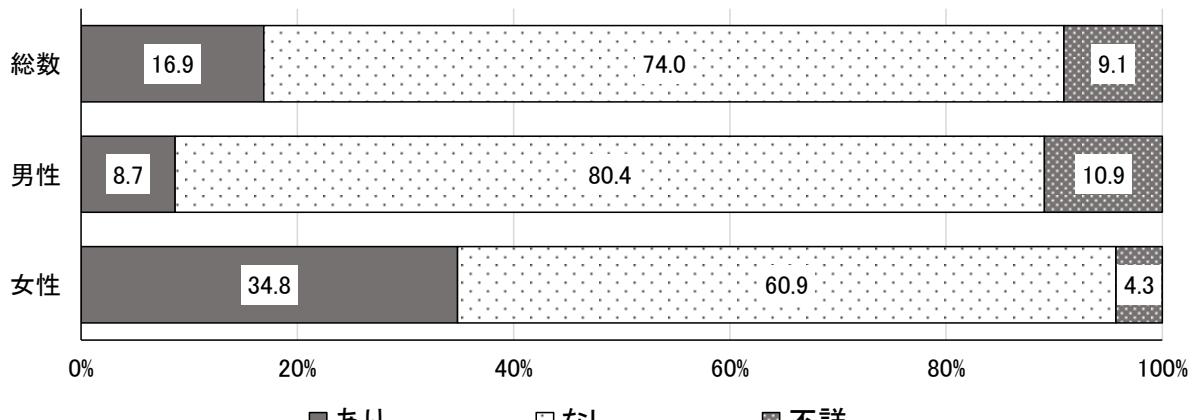
時間別自殺者割合の比較(あま市:平成23～28年総数 愛知県・国:平成28年)



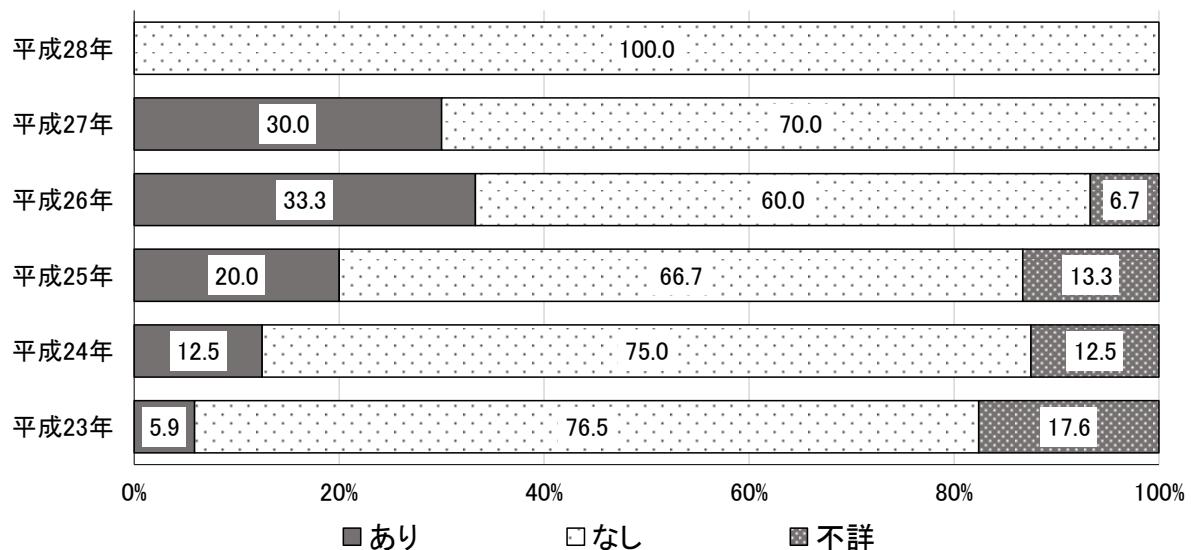
⑧未遂歴別自殺状況

未遂歴別では、未遂歴「なし」が約7割と多いものの、男女別では、女性の方が未遂歴「あり（再企図）」割合は多い状況です。平成23年から平成27年までは毎年未遂歴「あり」がみられましたが、平成28年は未遂歴「あり」はみられません。また、国・愛知県と比べると未遂歴「あり」はやや少ない状況です。

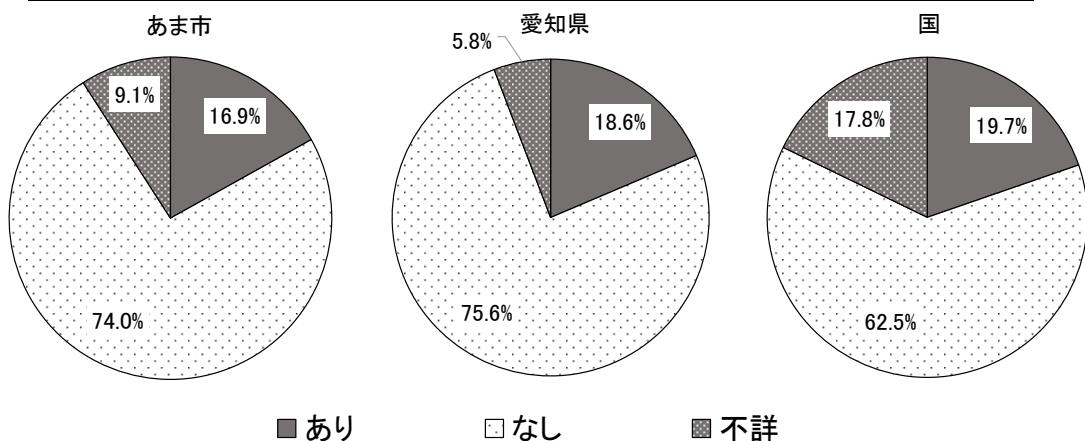
未遂歴別・男女別自殺者割合(平成23~28年総数)



未遂歴別自殺者割合の推移

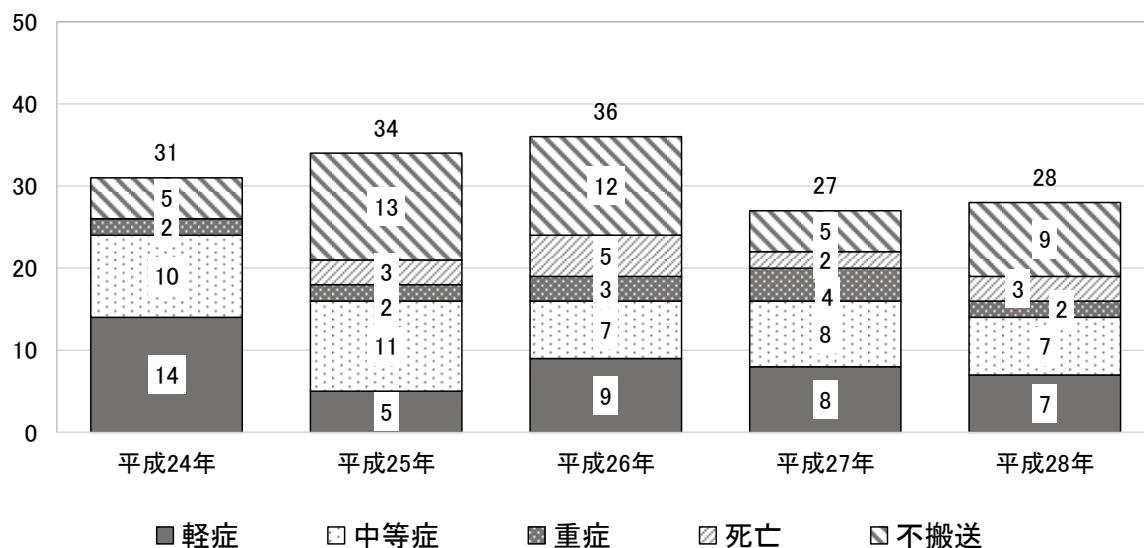
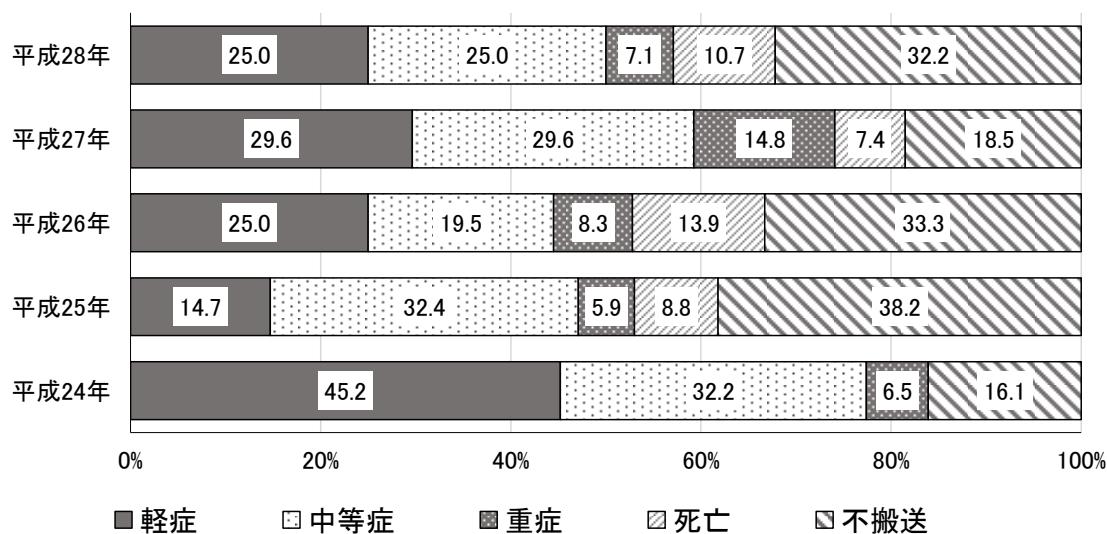


未遂歴別自殺者割合の比較(あま市:平成23~28年総数 愛知県・国:平成28年)



⑨自損行為による出動状況

海部東部消防署管内のうち、あま市の自損行為による出動数は、平成25年が34人、平成26年が36人とやや多かったものの、平成27年以降は30人弱で推移しています。傷病程度は軽症・中等症や不搬送が多くみられます。

(人) 自損行為による出動数の推移(海部東部消防署)傷病程度別出動数割合の推移(海部東部消防署)

※平成27年は端数処理ができないため、割合の合計は100%となっていません。

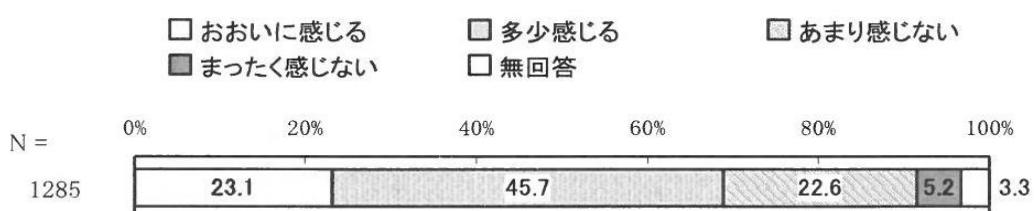
3 各種アンケート・ヒアリングからみられる現状

① アンケート調査からみられる状況

平成27年度に実施した「あま市健康づくり計画 あま市歯と口腔保健計画のためのアンケート調査」では、ストレスを感じる（「おおいに感じる」と「多少感じる」の計）という市民が68.8%と多くみられます。ストレスの原因是、仕事でストレスを感じる方が最も多く、特に男性は30歳～39歳と40歳～49歳で80%台と多く、女性では59歳以下で多く回答されています。その他にも、各年代で人間関係、将来に対する不安、経済的な問題、50歳以上で自分や家族の健康・病気、さらに女性の30歳～39歳で育児によりストレスを感じると回答されている方が多くみられます。

一方で、こころの悩みや病気に関する相談先を「知らない」という回答が、64歳以下で42.4%と多くみられます。

ここ1か月間に、ストレスを感じたこと(調査結果)



資料:あま市健康づくり計画あま市歯と口腔保健計画のための
アンケート調査調査結果報告書(平成 27 年度)

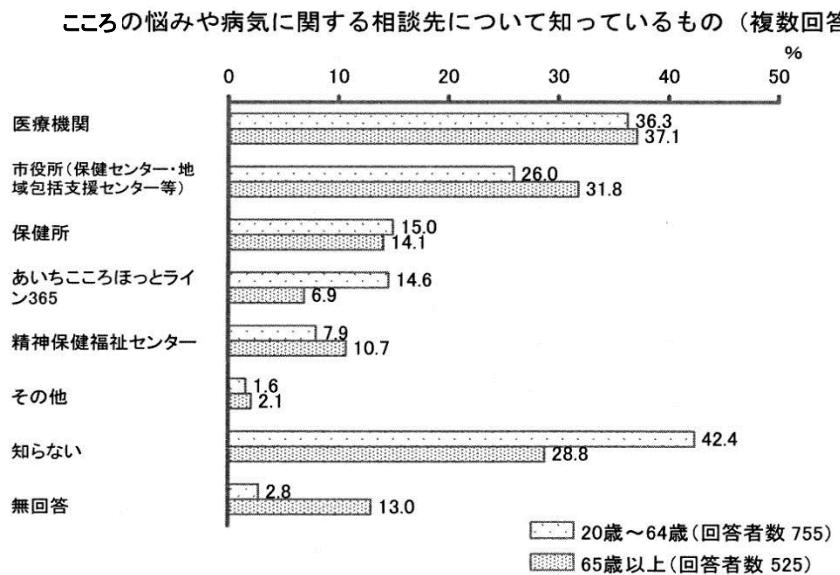
ストレスに感じるとき(調査結果)

どんなときにストレスを感じるか (複数回答)

| 区分 | 回答者数 (人) | 単位 : % | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|--------|------|------|---------------------------------------|------|------|--------------------------------------|----------------------------|--------|-------------|--|
| | | 仕事 | 家事 | 人間関係 | 康・ 自 分 や 家 族 の 健 | 介護 | 育児 | 将 来 に 対 す る 不 安 | 經 済 的 な 問 題 | 其 他 | 無 回 答 | |
| 男性 20 歳～29 歳 | 37 | 59.5 | — | 35.1 | 5.4 | — | 5.4 | 27.0 | 27.0 | 13.5 | 8.1 | |
| 30 歳～39 歳 | 46 | 82.6 | 6.5 | 39.1 | 8.7 | — | 13.0 | 23.9 | 26.1 | 4.3 | 6.5 | |
| 40 歳～49 歳 | 94 | 80.9 | 4.3 | 46.8 | 18.1 | 5.3 | 3.2 | 31.9 | 25.5 | — | 2.1 | |
| 50 歳～59 歳 | 72 | 65.3 | 4.2 | 40.3 | 20.8 | 1.4 | 1.4 | 31.9 | 27.8 | 5.6 | 5.6 | |
| 60 歳～64 歳 | 48 | 47.9 | 2.1 | 29.2 | 35.4 | 6.3 | — | 31.3 | 29.2 | 4.2 | 10.4 | |
| 65 歳以上 | 239 | 11.3 | 2.5 | 21.3 | 33.1 | 6.7 | 0.4 | 30.1 | 21.3 | 8.8 | 16.3 | |
| 女性 20 歳～29 歳 | 54 | 50.0 | 18.5 | 44.4 | 14.8 | — | 14.8 | 40.7 | 16.7 | 1.9 | 3.7 | |
| 30 歳～39 歳 | 99 | 47.5 | 39.4 | 44.4 | 17.2 | 2.0 | 42.4 | 25.3 | 28.3 | 2.0 | 2.0 | |
| 40 歳～49 歳 | 134 | 46.3 | 32.1 | 51.5 | 22.4 | 8.2 | 20.1 | 33.6 | 31.3 | 2.2 | — | |
| 50 歳～59 歳 | 99 | 46.5 | 17.2 | 39.4 | 46.5 | 11.1 | — | 36.4 | 25.3 | 5.1 | 4.0 | |
| 60 歳～64 歳 | 61 | 29.5 | 26.2 | 37.7 | 44.3 | 13.1 | 1.6 | 39.3 | 27.9 | 1.6 | 4.9 | |
| 65 歳以上 | 259 | 6.9 | 16.6 | 29.0 | 34.0 | 12.7 | 0.8 | 29.3 | 19.3 | 4.2 | 16.6 | |

資料:あま市健康づくり計画あま市歯と口腔保健計画のための
アンケート調査調査結果報告書(平成 27 年度)

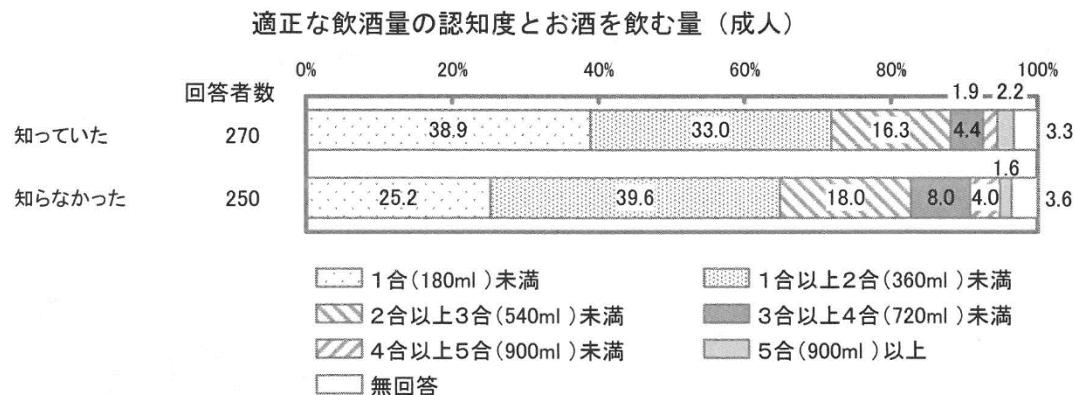
こころの悩み等の相談先で知っているもの(調査結果)



資料:あま市健康づくり計画あま市歯と口腔保健計画のための
アンケート調査調査結果報告書(平成 27 年度)

飲酒について、適正な飲酒量を知っている人と知らなかつた人では、適正な飲酒量を知らなかつた人の方が、飲酒量が増える傾向にあります。

適正な飲酒量の認知別飲酒量(調査結果)



資料:あま市健康づくり計画あま市歯と口腔保健計画のための
アンケート調査調査結果報告書(平成 27 年度)

②関係団体ヒアリングでの意見まとめ

本計画の策定にあたり、地域で自殺対策関連の活動をされている2団体（酒害者のための自助組織・精神保健福祉ボランティア団体）に今後の活動等について、ヒアリングを行いました。

ヒアリングでの主な意見まとめ

| 項目 | 主な内容 |
|------------------------------|--|
| 団体の課題や 今後の活動 (方向性)について | <ul style="list-style-type: none"> ○会員の会費で運営しており、相談会等の会場費負担が大きい。 ○団体主催の相談会等を開催しても、信用がなく敬遠されることがある。 ○セミナーや勉強会の内容を検討しながら充実させていきたい。 ○アルコール問題は、アルコール依存症だけでなく様々な病状（うつ・ギャンブル依存・拒食症・パニック障害等）が合併・関連しているため、様々な方面から取組が必要と考えている。また、女性や高齢者のアルコール依存症が増えており、それに対応した取組も必要と考えている。 ○引きこもりや不登校について、座談会や相談会等、様々な方法を検討し、取り組んでいく必要があると考えている。 |
| 市・地域との連携等 について | <ul style="list-style-type: none"> ○団体単独での開催より、市が主催・共催となると住民も参加しやすいと思う。また、定期的に開催するためにも公共施設等を会場として利用できるとよい。 ○個々のボランティアによる活動にとどまらず、行政等と連携・協働し、それぞれの得意分野を生かしていくべきだと思う。 ○自殺を考えたり、生きづらさを感じている人が、同じような思いをしている人がいることを知ることができるような場所が地域にあればと思う。 |

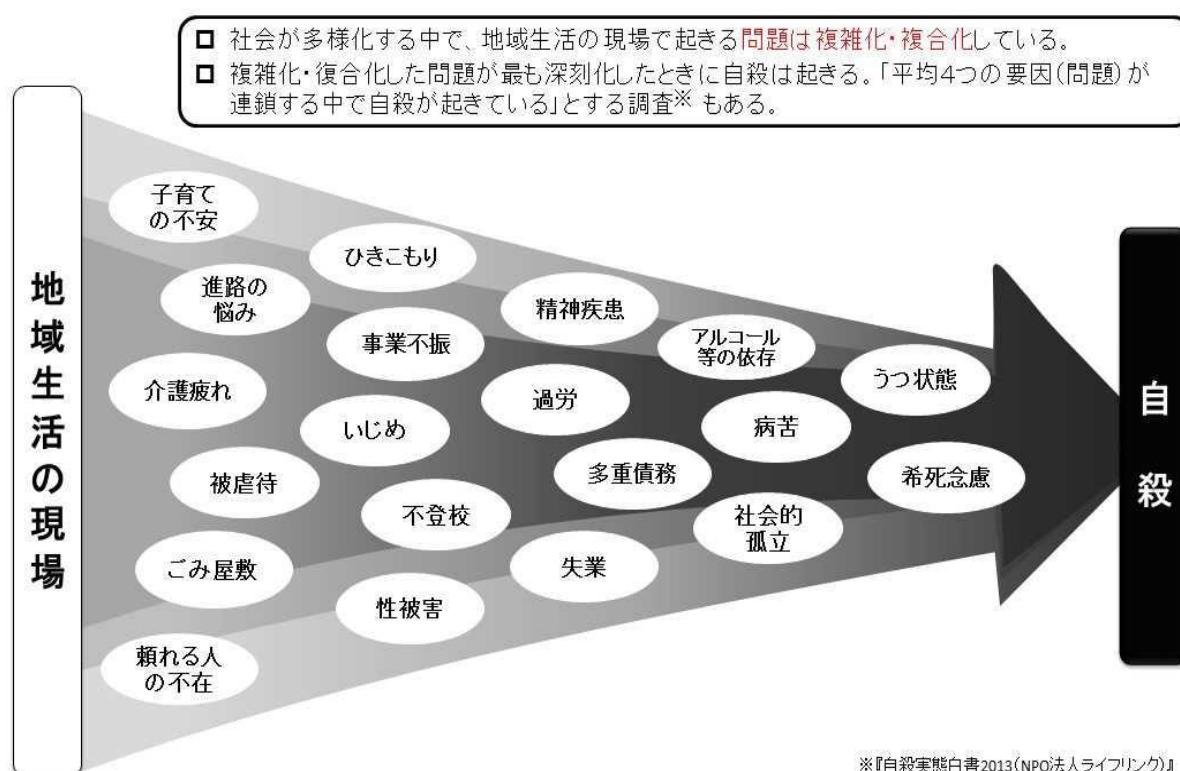
4 自殺に対する基本認識

①自殺のリスク要因

自殺の要因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。しかしながら、「うつ状態」になるまでには複数の要因が潜在し、連鎖しており、自殺者の多くは平均4つの問題を抱えているといわれています。また、NPO法人ライフリンクの調査では、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも指摘されています。

このようなことから、自殺対策に向けてあま市では自殺要因の分野別・年齢別・段階別の視点をもって、取り組むこととします。

自殺の危機要因イメージ図



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

自殺対策に向けて基本とする視点

【分野別】

- ・経済問題
- ・家庭問題
- ・健康問題
- ・職場問題
- ・学校問題
- ・男女問題

【年齢別】

- ・青少年
- ・中高年
- ・高齢者

【段階別】

- ・事前予防
- ・危機対応
- ・事後対応
(再企図対応)

②自殺対策の基本方針

わが国の自殺対策の目指すものは、全ての人がかけがいのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けた自殺対策の基本方針として、以下の5点が示されています。

自殺対策の基本方針(厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引」より)

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、こうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつこれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動してしていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「S O Sの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくく現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されています。

5 現状からみた課題及び今後の方向性

自殺に係るデータ、各種アンケート・ヒアリングからみられる現状、自殺に対する基本認識から整理したあま市の現状と課題、さらに強化すべき取組等は次のとおりです。

【事前予防】

①普及啓発について

普及啓発については、自殺予防週間、自殺対策強化月間等において様々な方法で自殺予防に関する啓発活動を実施しています。しかし、現在の普及啓発では、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の理解と関心を深めることができているといえる状況にはなく、今後もより一層の普及啓発を実施する必要があります。

②人材育成について

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発とともに、自殺の危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を図るために、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材の養成が必要です。

市ではこれまで、民生委員・児童委員を中心に、ゲートキーパー養成講座を開催してきました。今後も様々な分野・対象へゲートキーパー養成講座を開催し、多くの市民が「ゲートキーパー」となり、周りの人の異変に気づいたときに適切に行動ができるよう人材養成をする必要があります。

③健康問題について

健康維持・増進に関する事業は、健康推進課をはじめ様々な課において行われています。しかし、自殺の原因・動機では、「健康問題」が一番多くなっています。今後もこころと身体の健康を総合的に支援できる体制の整備、取組を強化する必要があります。

④未成年からのストレス対処法に係る教育について

いじめの未然防止や若年層へのこころの健康、ストレス解消の対処法に係る取組は学校等において実施されています。今後も社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)等、自殺対策に資する教育を未成年から実施する必要があります。

⑤経済・生活問題を抱える中高年男性への取組について

自殺に係るデータから、あま市では中高年の男性にのみ経済・生活問題、勤務問題を原因・動機とした自殺があることがわかります。

経済・生活問題、勤務問題に関する各種相談事業は実施されていますが、事業の周知や各種相談機関等との連携を強化し、相談体制をより一層強化する必要があります。

【危機対応】

⑥うつ病・アルコール依存症について

自殺を図った人の多くが、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患を発症しています。

この事実を踏まえ、今後は、健診事業等でうつ病のスクリーニングを実施すること等によりハイリスク者を早期発見し、必要・適切な情報の提供や相談ができる体制の整備等を進める必要があります。

また、アルコール依存症等については、自助組織等の活動を把握し、団体の活動を支援するとともに、連携して支援できる体制を構築する必要があります。

⑦自殺未遂者への支援について

自殺の再企図リスクが高いと判断された人へ、精神科受診勧奨・紹介や次の支援機関へのつなぎを行う必要があります。そのため、精神科医療機関等との日常的な情報の交換や助言等が受けられるような体制の整備をする必要があります。

⑧相談窓口機能の充実について

行政等において、各種相談事業、支援策が実施されています。しかし、その情報が市民に十分に認知されておらず、相談窓口としての機能を十分に發揮できていない状況にあります。今後は、地域における相談体制のより一層の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信をしていく必要があります。

【事後対応】

⑨遺族等への対応について

自殺の防止とともに、大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等が適切な支援を受けることができるようになることもあわせて重要です。そのため、必要かつ適切な情報の提供、支援体制の充実を図る必要があります。

【その他】

⑩地域連携の強化とネットワークづくりについて

市内では、民生委員・児童委員、老人クラブなどの協力のもと、地域での見守り活動が行われています。しかし、単独世帯や核家族世帯の増加により、地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向にあることから、今後も地域団体等との協力のもと見守り活動等を実施し、地域ぐるみで自殺防止の取組を進める必要があります。

また、自殺の要因となる複合的な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、関係機関、民間団体等との情報共有や一層の連携強化が必要です。今後は、各種相談支援機関が集まり、相談状況、支援状況についての情報交換を行うとともに有効なネットワークづくりについて検討していく必要があります。

⑪P D C Aサイクルの確立について

これまでの自殺防止に関連した事業や取組は、各課がそれぞれの事業目標内において、
P L A N（計画）・D O（実行）・C H E C K（評価）・A C T（改善）のサイクルが
行われていました。

今後は、「自殺は防ぐことができる社会的な問題である」という共通認識のもと各事
業の目標だけではなく自殺防止の目標をあわせもち、自殺対策の全市的なP D C Aサイ
クルを通じて、常に自殺対策が進化できるように、関連施策と有機的に連携する必要が
あります。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

国の理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」、さらに「あま市第1次総合計画」の健康づくり分野における基本目標であり、あま市健康づくり計画の基本理念にもなっている「心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち」を踏まえ、あま市の自殺対策は『市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち』を基本理念とし、その実現に向けて自殺対策を推進します。

また、各施策の展開にあたっては、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携・協働し、地域全体で自殺対策に取り組みます。

基本理念

**市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、
心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち**

参考: 第1次あま市総合計画

【市の将来像】

人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”

【基本目標】

安全が確保され、安心で快適に暮らせるまち

心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち

郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち

自らの力で歩み続ける、活力のあるまち

交流と連携による、一体感のあるまち

参考: 第2次あま市健康づくり計画

【基本理念】

**市民自ら健康づくりに取り組み、
心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち**

2 基本施策

「自殺総合対策大綱」における12の当面の重点目標を踏まえ、あま市の自殺対策基本施策を示します。

基本施策1 地域での実践的な取組体制の強化

自殺の実態を把握し、地域の人材・資源、様々な分野の取組を連携させ実践的な取組が展開できるような体制を強化します。

基本施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきという自殺対策の趣旨について、市民の理解と関心を深めます。また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関等につなぎ、見守るという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるように啓発します。

基本施策3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺の実態・経緯を多角的に把握することにより、地域での自殺対策の実践に活かします。

基本施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

自殺対策に係る人材の確保や資質の向上を図るため、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。また、ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成するほか、地域の人的資源と連携し包括的な支援の体制づくりを推進します。

基本施策5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進

自殺の原因となり得るストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、こころの健康の維持・増進をはじめ、職場におけるメンタルヘルスや各種ハラスマント対策など職場環境改善の取組を推進します。

基本施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につながるように支援するとともに、**その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるように支援します。**

基本施策7 地域全体の自殺リスクの低下

自殺のリスクを低下させるため、相談・支援事業や保健福祉サービスの利用等により「生きることの阻害要因」を減らし、**併せて自殺対策に資する居場所づくり等により「生きることの促進要因」を増やし、心身ともに健康に暮らしていくように、情報提供をはじめ**地域における相談・支援、居場所づくりの整備・充実を図ります。****

基本施策8 自殺未遂者の再企図防止

自殺未遂者の再企図を防ぐため、居場所づくり、**相談体制の充実、医療機関等との連携体制の構築に取り組みます。**

基本施策9 遺された人への支援

自殺により遺された親族等を支援するため、**必要な支援情報の提供、相談体制の充実**に努めるとともに、**民間団体等の活動を支援します。**

基本施策10 民間団体との連携強化

地域で自殺対策に関する活動を行っている団体等の**活動を支援**するとともに、連携を強化し、各種施策を推進します。

基本施策 11 子ども・若者の自殺対策の更なる推進

学校におけるSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、**支援を必要とする若者が漏れないよう**子ども・若者の成長段階、それぞれの立場（学校や社会とのつながりの有無等）に対応した**取組**を推進します。

基本施策 12 勤務問題による自殺対策の更なる推進

長時間労働の是正、ワークライフバランスの確保、職場におけるメンタルヘルス対策、各種ハラスメント**防止**などについて、市内の商工関係機関等と連携し、職場環境の向上に係る取組を推進します。

3 施策の体系

| 基本理念 | 基本施策 | 主な取組・事業 |
|---|---------------------------------|--|
| 市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち | 1 地域での実践的な取組体制の強化 | ①関係機関等との連携とネットワークの強化 ②地域の人材・資源の把握 |
| | 2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進 | ①自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発の推進 ④うつ病等についての普及啓発の推進 |
| | 3 自殺対策の推進に資する調査研究等の推進 | ①自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 |
| | 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 | ①自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ②地域保健スタッフの資質の向上 ③民生委員・児童委員等への研修 ④様々な分野でのゲートキーパーの養成 ⑤自殺対策従事者等へのこころのケアの推進 ⑥家族や知人等を含めた支援者への支援 |
| | 5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進 | ①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ③職場におけるメンタルヘルス対策の推進 |
| | 6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援 | ①精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 ②子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ③うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保 ④うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 |
| | 7 地域全体の自殺リスクの低下 | ①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信 ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 ③経営者に対する相談事業の実施等 ④介護者への支援の充実 ⑤ひきこもりへの支援の充実 ⑥児童虐待防止や被害者への支援の充実 ⑦生活困窮者への支援の充実 ⑧ひとり親家庭に対する支援の充実 ⑨妊娠婦への支援の充実 ⑩性的マイノリティへの理解促進 ⑪人権に関する理解促進・相談等 ⑫自殺対策に資する居場所づくりの推進 |
| | 8 自殺未遂者の再企図防止 | ①居場所づくりとの連動による支援 ②自殺未遂者等への支援 |
| | 9 遺された人への支援 | ①遺族等に対する支援 ②遺児等への支援 |
| | 10 民間団体との連携強化 | ①民間団体等との連携強化、活動支援 |
| | 11 子ども・若者の自殺対策の更なる推進 | ①いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ②児童・生徒等への支援の充実 ③SOSの出し方に関する教育の推進 ④子どもへの支援の充実 ⑤若者への支援の充実 |
| | 12 勤務問題による自殺対策の更なる推進 | ①長時間労働のは正 ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ③ハラスメント防止対策 |

第4章 基本施策

基本施策1 地域での実践的な取組体制の強化

施策の方向

あま市自殺対策計画を策定し、計画に基づき各種施策を推進するため、地域の人材・資源を把握し、また様々な分野の取組を密接に連携させ、自殺対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制の確保に努めます。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|--------------------------|--|-------|
| ①関係機関等との連携とネットワークの強化 | 関係機関等とのネットワークの構築・連携強化 | 行政、関係機関、民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための組織を構築し、連携を強化します。 | 健康推進課 |
| ②地域の人材・資源の把握 | 地域の人材・資源の把握、連携・協働した取組の推進 | 地域の人材・資源を把握し、活動を支援するとともに、連携・協働して自殺防止への取組を推進します。 | 健康推進課 |

基本施策2 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

施策の方向

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動、教育活動等を通じての理解促進と普及啓発事業を展開します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--|-------|
| ①自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 | 自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発実施 | 毎年9月と3月に市内的主要駅等で「いのちを支える自殺対策」という理念に沿った自殺防止の街頭啓発を実施します。 | 健康推進課 |
| | | 各学校において、自殺予防週間の啓発や長期休業明けの啓発等を実施します。 | 学校教育課 |
| ②児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 | 命の大切さを育む教育の推進 | 市内小学校において、命の大切さを育むため、「人権の花運動」を実施します。 | 人権推進課 |
| | | 人権を大切にするこころを育むため、人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施します。 | 人権推進課 |
| | 児童生徒の自殺対策に資する教育(SOSの出し方にに関する教育)の推進 | 授業において、様々な困難やストレスへの対処方法(SOSの出し方等)について学習する機会を設けます。 | 学校教育課 |
| | 情報教育事業の推進 (インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等) | 児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。 | 学校教育課 |
| | 特色ある学校づくり推進事業 | 特色ある学校づくり推進事業において、各学校での人権講演会等の機会に、命に関する講演を年1回程度実施します。 | 学校教育課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------------|--------------------------|---|------------------|
| ③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発の推進 | 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発 | 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等について、市公式ウェブサイト・市広報紙・ポスター・リーフレット等を活用し、普及啓発を行います。 | 健康推進課 企画政策課 |
| | | 健康福祉まつりにおいて、保健・福祉ボランティア団体等と協働し、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発や団体の活動紹介・相談の場の紹介等を行います。 | 健康推進課 社会福祉協議会 |
| ④うつ病等についての普及啓発の推進 | 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 | うつ病等への対応等に関する内容を記載した自殺防止のリーフレット等により、うつ病等に対する正しい知識の普及啓発を行います。 また、市広報紙において、自殺とうつ病等の関連についての記事を掲載し、知識の普及啓発に努めます。 | 健康推進課 |

基本施策3　自殺対策の推進に資する調査研究等の推進

施策の方向

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、**自殺に関する情報収集**や**自殺対策の推進**に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を**自殺対策の各種事業・取組**に活かします。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---------|---|-------|
| ①自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 | 自殺の実態把握 | 愛知県等から提供されたデータ等に基づき、自殺の実態把握を行います。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用します。 | 健康推進課 |

基本施策4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

施策の方向

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。

また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|----------------------------|---|-------------------------|
| ①自殺対策の連携調整を担う人材の養成 | ボランティアの養成(各種養成講座) | 各種ボランティア(電話〈見守り〉、買い物支援、傾聴、ふれあい・いきいきサロンリーダー等)養成講座を開催し、自殺予防やボランティア等の人材確保や育成を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| ②地域保健スタッフの資質の向上 | 職員の資質向上 | 保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど、職員全体に正しい知識が深まるように、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。 | 健康推進課 |
| ③民生委員・児童委員等への研修 | 民生委員・児童委員等におけるゲートキーパーの養成促進 | ゲートキーパー養成講座を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。 | 社会福祉課 健康推進課 |
| ④様々な分野でのゲートキーパーの養成 | 人材育成(ゲートキーパー養成講座の拡大) | ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、養成講座の受講を職員・教職員等に対しても拡大実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。 | 人事秘書課 健康推進課 学校教育課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|----------------------|--|----------------|
| ⑤自殺対策従事者等へのこころのケアの推進 | ストレスチェックの実施 | 労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。 | 人事秘書課 |
| ⑥家族や知人等を含めた支援者への支援 | 地域の支援者への普及啓発 | 生活支援の担い手・傾聴等のボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| | | ゲートキーパー養成講座を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。【再掲】 | 社会福祉課 健康推進課 |
| | 高齢者への声かけ、見守り事業 | 認知症の方の地域での見守り活動を推進するため、認知症の方の地域見守り協力者に対し見守リストカードを配布し、日頃からの声かけや見守り活動を推進します。 | 高齢福祉課 |
| | 民生委員・児童委員等による声かけ、見守り | 市内の新聞販売店等の事業者と協定を締結し、高齢者の日ごろからの声かけや見守り活動を推進します。 | 高齢福祉課 |
| | 認知症サポーターの養成 | 認知症のある方及びその家族を地域で見守る人材を養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 | 高齢福祉課 |
| | 家族や知人等を含めた支援者への支援 | 保健センターにおいて、臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。 | 健康推進課 |

基本施策5 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進

施策の方向

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などができるよう、地域・家庭・学校におけるこころの健康づくりの支援や居場所づくりを推進します。

また、地域・家庭・学校でのこころの健康づくりの支援とあわせて、職場におけるこころの健康づくりの推進と職場環境の改善を働きかけます。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|-----------------------------|---|-----------------|
| ①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援 | 人権ふれあいセンターにおいて、誰もが気軽に参加できる各種講座を開講し、教養文化の向上と健康増進を図ります。 また、各種教室を実施し、高齢者の生きがいづくりや地域での仲間づくりの場を提供します。 | 人権推進課 |
| | | 老人クラブ活動を支援するほか、介護を行う人が参加する「介護者のつどい」、認知症患者の家族・本人が参加する「ふれあいカフェ」を開催し、高齢者の居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュの場を提供します。 | 高齢福祉課 |
| | | 子育て支援センター、つどいの広場において、親子が気軽に集える場を提供するとともに、子育て全般に関する専門的な支援を行います。 | 子育て支援課 |
| | | 憩の家において、各種健康体操等を実施し、同世代の交流及び健康増進を図ります。 | 子育て支援課 健康推進課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|-----------------------------|--|---------|
| ①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援 | 児童館において、ちびっこあつまれ、コアラ教室を開催し、親子の交流を図ります。また、子育ての悩み等の相談に対応します。 | 子育て支援課 |
| | | 育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に対し、子育てネットワーカーや支援ボランティアが相談や助言を行い、あわせて子育てサロンを開催し、親同士の交流を促進します。 | 生涯学習課 |
| | | 社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供します。 | 生涯学習課 |
| | | 学びや交流の場としてシルバーカレッジを開催し、地域社会の活性化や互いに助け合える社会の構築を図ります。 | 生涯学習課 |
| | | 高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を目的に開催する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援します。 | 社会福祉協議会 |
| | 地域・家庭・職場における健康づくりの推進 | 市職員が会場に出向き、講座の講師を務める「出前講座」において、こころの健康や自殺防止に係る講座を設けます。 | 健康推進課 |
| | | 個別の各種健康相談、家庭訪問、がん検診等を実施し、家庭や地域における健康づくりを支援します。 | 健康推進課 |
| | | 健康マイレージ事業の実施や健康に関するボランティアグループ等の活動を支援し、地域・家庭・職場における健康づくりを推進します。 | 健康推進課 |
| | | 全国健康保険協会愛知支部と協定を締結し、各種検診の受診促進や健康づくり事業の普及啓発を行います。 | 健康推進課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--------------------------------------|---|-------------------------|
| ①地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 高齢者の健康づくり、介護予防の推進 | 70歳以上の高齢者を対象に、「シニアいきいきアンケート」を実施し、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、予防事業を実施します。 | 高齢福祉課 |
| | | 様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる傾聴ボランティア事業や、支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。 | 高齢福祉課 社会福祉協議会 |
| | | 認知症の早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、「シニアいきいきアンケート」の結果をもとに家庭訪問し、認知症となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。 | 高齢福祉課 |
| ②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 人材育成(ゲートキーパー養成講座の拡大) | ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、養成講座の受講を職員・教職員等に対しても拡大実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。【再掲】 | 人事秘書課 健康推進課 学校教育課 |
| | 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 教職員や学校医を委員とした学校保健委員会を設置し、心身の健康に関する課題の研究協議を行います。また、学校保健委員会で、保健師等が学校におけるこころの健康づくりへの助言等を行います。 | 学校教育課 健康推進課 |
| | | 養育環境が不安定な児童生徒に対し、緊急ケース会議を必要に応じて開催し、学校、教育相談センター、児童相談所等の関係機関との連携強化を図り、適切に対応します。 | 学校教育課 |
| | 教員の資質向上 (教職員研修事業、教育相談事業(いじめ防止研修)) | 教員の資質や力量を向上させるため、教員研修「教師力パワーアップ講座」を実施します。 | 学校教育課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|-------------------|---|-------|
| ②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 | 教育相談センターの充実 | 教育相談センターにおいて、児童生徒や保護者を対象に、教育相談、心理発達支援活動を行います。また、相談員による巡回活動を実施します。 | 学校教育課 |
| ③職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 様々なハラスメントに関する普及啓発 | 市公式ウェブサイト等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。 | 人権推進課 |
| | 労働相談(巡回労働相談) | 労働問題に関する専門員による相談窓口を開設するとともに、相談窓口の利用を促進します。 | 産業振興課 |
| | 職場におけるメンタルサポート | 企業が抱えるメンタルヘルスに関する事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行います。 | 商工会 |

基本施策6 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

施策の方向

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を推進します。また、その人が抱える悩み、様々な問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------------|-----------------------------|---|-------------------------------------|
| ①精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 | 精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 | 医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。 | 健康推進課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| | 精神障害者医療費助成 | 精神障害者保健福祉手帳所持者で、一定の条件に該当する方の保険診療による入・通院医療費自己負担額を助成します。 | 保険医療課 |
| ②子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 | 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 | 乳幼児健診時に発達障害が疑われる児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携をとり、適切に対応します。 | 健康推進課 社会福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会 |
| ③うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保 | うつ病の早期発見(スクリーニング) | 健診等の場でうつ病のスクリーニングを実施し、うつ病の早期発見・治療につながるよう、適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。 | 健康推進課 |
| | | 医療機関で実施する産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ病質問票による産婦の健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、医療機関と連携し支援を行います。 | 健康推進課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------------|---------------------------|---|---------------------------|
| ③うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保 | 精神保健福祉相談 | 精神疾患を有する(または疑いのある)本人や家族等からの相談に応じ、面接や訪問を実施します。また、必要に応じて保健所や医療機関と連携・対応します。 | 健康推進課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| | 健康相談 | 保健センターにおいて、臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。【再掲】 | 健康推進課 |
| | | 保健センターにおいて、窓口・電話による随時の健康相談を実施します。また、65歳以上の方を対象に、憩の家等において「健康相談」を実施します。 | 健康推進課 |
| | 市内精神科医療機関等との連携による相談事業 | 市内精神科医療機関等と連携し、精神保健に関する相談を実施します。 | 健康推進課 |
| | こころの健康状態のセルフチェック(こころの体温計) | 自身のこころの健康状態を携帯電話・パソコン等でセルフチェックできる環境を整備します。また、結果画面に市及び愛知県等の相談窓口を表示させることで、相談窓口の周知を行います。 | 健康推進課 |
| ④うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | アルコールに関する正しい知識の普及啓発 | 市広報紙に適正飲酒について掲載するとともに、アルコール問題について啓発を行います。 | 健康推進課 |
| | アルコール依存症等に関する相談 | 地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、またはその家族等への相談を実施します。 | 健康推進課 |
| | | 特定健康診査結果説明会で、多量飲酒者への指導、助言を行います。 | 健康推進課 保険医療課 |
| | 健康相談 | 保健センターにおいて、臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。【再掲】 | 健康推進課 |
| | 市内精神科医療機関等との連携による相談事業 | 市内精神科医療機関等と連携し、精神保健に関する相談を実施します。【再掲】 | 健康推進課 |

基本施策7 地域全体の自殺リスクの低下

施策の方向

自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉をはじめ様々な分野において、**地域での支援・相談体制の充実や相談窓口情報等のわかりやすい発信**をするとともに、**自殺対策に資する居場所づくり**などに取り組みます。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------|
| ①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信 | 納税相談 | 市税等(市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税等)の納付に関する相談を行うほか、関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。 | 税務課 収納課 保険医療課 |
| | こころの悩みや病気に関する相談窓口の充実・相談窓口情報のわかりやすい周知 | 保健センターにおいて、臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。【再掲】 | 健康推進課 |
| | | 保健センターにおいて、窓口・電話による随時の健康相談を実施します。また、65歳以上の方を対象に、憩の家等において「健康相談」を実施します。【再掲】 | 健康推進課 |
| | | 自殺や自殺関連事象に関する正しい理解、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等について、市公式ウェブサイト・市広報紙・ポスター・リーフレット等を活用し、普及啓発を行います。【再掲】 | 健康推進課 企画政策課 |
| | 障がい者に関する相談・支援(身体・知的・精神障害(児)者相談事業) | 障がい者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、またその環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談・サービス等利用計画の作成等を実施します。 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|----------------------------------|---|---|
| ①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信 | 心配ごと相談、法律相談 | 民生委員・児童委員、主任児童委員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催するとともに、相談の周知を図ります。 | 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| | 権利擁護事業 | 高齢者の虐待防止や虐待の早期発見のためのネットワークを構築し、成年後見制度を始め権利擁護のための情報提供や相談等を行います。 | 高齢福祉課 |
| | 在宅老人短期保護事業 | 概ね 65 歳以上の在宅虚弱高齢者を、介護者に代わり、一時的に介護施設等で保護します。 | 高齢福祉課 |
| | 子育て世代包括支援センター(妊娠・子育てつなぐサポート事業) | 妊娠婦や母子の保健・育児に関する相談への対応、個々に応じた支援プランの策定などにより、妊娠期から子育て期の支援体制を充実します。また、つなぐ案内役としての子育てコンシェルジュを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する総合的な相談支援を行います。 | 子育て支援課 健康推進課 |
| | 家庭児童相談員の配置 | 家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談を行います。 | 子育て支援課 |
| | 母子家庭等相談・母子家庭等就業相談(母子・父子自立支援員の配置) | 母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を実施し、母子・父子家庭や寡婦の方が自立できるよう総合的に支援します。 | 子育て支援課 |
| | 女性相談 | 女性が抱える家庭を取り巻く様々な困りごと・悩みごとに對し、女性相談員が相談に応じ、困難を抱えた女性を支援します。 | 子育て支援課 |
| | あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実 | あま市虐待等防止ネットワーク協議会及び実務者会議において、DVに関する様々な事例に対して情報を共有し、対応します。 | 子育て支援課 人権推進課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課 学校教育課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|---|
| ①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信 | 若年者就職相談 | 就職で悩んでいる 45 歳未満の方やその家族を対象に、就職に関するカウンセリングやアドバイスを行います。また、必要に応じて若者の就職をサポートする窓口を案内します。 | 産業振興課 |
| | 消費生活相談 | 海部地域消費生活センターの相談員による巡回相談を行います。また、消費者被害防止のため、啓発物品等を活用し、情報提供を行います。 | 産業振興課 |
| | 日常生活自立支援事業 | 日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで判断することが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行い、地域での自立した生活を支援します。 | 社会福祉協議会 |
| | 安心支え合いネットワーク事業(安心電話、声かけ活動等) | 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、支え合いネット員(ボランティア)による安否確認(見守り・声掛け・ゴミ出し・電話)を実施します。 | 社会福祉協議会 |
| | 配食サービス | 食事を作ることが困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等の方で、健康維持及び安否確認のサービスを必要とされる方を対象に、昼食の配達を通して見守りを行います。 | 社会福祉協議会 |
| ②地域の防災・減災・復旧・復興支援 | 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知 | 庁内(市役所)等で相談事業を実施するどの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。 | 健康推進課 人権推進課 税務課 収納課 保険医療課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課 社会福祉協議会 商工会 |
| | 防災訓練の実施 | 市内各地区で定期的に防災訓練を実施します。 | 消防課 |
| | 防災マップの作成 | 市内の主要な施設や危険箇所などを記載した防災マップを作成し、市民に配布します。 | 消防課 |
| | 防災備蓄品の販売 | 市内に設置された販売窓口で、地震や台風などの災害時に必要な備蓄品を販売します。 | 消防課 |
| | 防災情報の発信 | 市内に設置された防災情報発信装置を通じて、災害情報を迅速に発信します。 | 消防課 |
| | 防災避難訓練 | 市内各地区で定期的に防災避難訓練を実施します。 | 消防課 |
| | 防災マニュアルの作成 | 市内の主要な施設や危険箇所などを記載した防災マニュアルを作成し、市民に配布します。 | 消防課 |
| | 防災備蓄品の販売 | 市内に設置された販売窓口で、地震や台風などの災害時に必要な備蓄品を販売します。 | 消防課 |
| | 防災情報の発信 | 市内に設置された防災情報発信装置を通じて、災害情報を迅速に発信します。 | 消防課 |
| | 防災避難訓練 | 市内各地区で定期的に防災避難訓練を実施します。 | 消防課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------|----------------------------------|---|-------|
| ②多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 経済・生活問題を抱える人への支援充実 (セーフティネット) | 取引企業の倒産や不況業種を営む方のための「セーフティネット保障制度」について、情報提供及び申請に必要な事業所認定を行います。 | 産業振興課 |
| | 多重債務相談窓口の周知 | 市公式ウェブサイトにおいて、多重債務相談窓口の周知を図ります。 | 産業振興課 |
| ③経営者に対する相談事業の実施等 | 経営相談 | 事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。 | 産業振興課 |
| | 小規模企業等振興資金制度 | 事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、愛知県とともに市内金融機関に預託を行います。また、その際に必要となる信用保証料の補助を行います。 | 産業振興課 |
| | 金融支援事業(小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋) | 経営改善のため、必要な資金を愛知県等の制度融資や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行います。 | 商工会 |
| | 経営支援事業(各種窓口相談、巡回訪問等) | 相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行います。 | 商工会 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|--|---|--|
| ④介護者への支援の充実 | 介護者への支援、包括支援センターでの相談 | 地域包括支援センターにおいて、相談窓口を開設し、介護者への身近な相談場所として活用を促進します。 | 高齢福祉課 |
| | | 介護者の集いやふれあいカフェを開催し、介護者の負担軽減を図ります。また、介護者の経済的負担を軽減できるよう、福祉用具貸与や住宅改修費等について、補助を行います。 | 高齢福祉課 |
| ⑤ひきこもりへの支援の充実 | 子ども・若者の相談体制の構築 | 子ども・若者、その家族の悩みや不安を相談・支援できる体制の構築を図ります。 | 生涯学習課 |
| | 介護予防や社会参加の推進 | 「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援や介護予防教室を開催し、高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。 | 社会福祉協議会 |
| | 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援 | 「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援や介護予防教室を開催し、高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。【再掲】 | 社会福祉協議会 |
| ⑥児童虐待防止や被害者への支援の充実 | 児童虐待防止に向けた啓発 | 「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するため、リーフレットを配布するなどし、普及啓発に努めます。 | 人権推進課 子育て支援課 |
| | 児童虐待の発生予防 | 乳幼児健診未受診者のフォローを通して、児童虐待の発生予防を図ります。 | 健康推進課 |
| | 虐待等に関する相談・通報事業(虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実) | 障害者虐待防止センターにおいて、障がい者への虐待等に関する相談・通報に適切に対応します。 | 社会福祉課 |
| | 虐待等防止ネットワーク協議会 | 虐待防止のためのネットワーク協議会を開催し、情報共有・連携を強化し、対応します。 また、虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待防止の啓発活動を行います。 | 高齢福祉課 健康推進課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|----------------------------|--|--------------------------|
| ⑥児童虐待防止や被害者への支援の充実 | 「児童虐待に関する講演会」の開催 | 児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。 | 子育て支援課 |
| | あま市要保護児童対策地域協議会 | あま市要保護児童対策地域協議会や実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議します。 | 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 |
| | 虐待防止支援体制の強化、社会的養護の充実 | 虐待通報に対し、市職員と家庭児童相談員が訪問、面会指導等を行い、適切に対応します。 | 子育て支援課 |
| | 虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知 | 虐待に関する啓発や通報先の周知を市公式ウェブサイトや市広報紙に掲載します。また、啓発物品やパンフレットにより、街頭啓発を行います。 | 子育て支援課 |
| ⑦生活困窮者への支援の充実 | ひとり親等生活困窮者への支援 | 子育てと生計の維持を一人で担う女性等のため、再就職や起業のためのセミナー等の情報提供を行います。 | 人権推進課 |
| | 生活困窮者自立支援事業(生活困窮者住居確保給付金) | 生活に困窮している方のうち、離職等されている方へ、国の定める基準に基づき生活困窮者住居確保給付金を支給します。 | 社会福祉課 |
| | 生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立相談支援事業) | 生活に困窮している方からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 | 社会福祉課 |
| | | 生活に困窮している方に対し、認定生活困窮者就労訓練事業の利用について斡旋や支援計画の作成、その他生活困窮者の自立の促進を図るための支援を行います。 | 社会福祉課 |
| | 失業者等に対する相談窓口の充実 | 失業者等の関連窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるような、連携体制を整えます。 | 社会福祉課 産業振興課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|--------------------|--|---------|
| ⑦生活困窮者への支援の充実 | 生活保護制度 | 生活に困窮している方に対し、生活保護法による保護を実施し、適切な対応に努めます。 | 社会福祉課 |
| | 中国残留邦人等支援給付制度 | 生活に困窮している中国残留邦人等に対し、給付を行います。 | 社会福祉課 |
| | ホームレスの自立支援 | ホームレスの自立を支援するための巡回相談を実施します。また、ホームレスの自立相談を行います。 | 社会福祉課 |
| | くらし資金貸付 | 生活の不安定な低所得者に対し、生活を保全し、経済的な自立を助長することを目的とした資金の貸付を行います。 | 社会福祉協議会 |
| | つなぎ資金貸付 | 生活保護申請者に対し、生活保護支給日までに必要な資金及び小口資金の貸付を行います。 | 社会福祉協議会 |
| | 生活福祉資金貸付 | 低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立、生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行います。 | 社会福祉協議会 |
| ⑧ひとり親家庭に対する支援の充実 | 母子・父子家庭医療費助成 | 18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、又は父母のない児童の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。 | 保険医療課 |
| | ひとり親家庭の相談窓口 | ひとり親家庭の保護者を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供及び指導、職業の能力の向上、求職活動の支援等を行います。 | 子育て支援課 |
| | 遺児支援 | 児童扶養手当や遺児手当により、ひとり親家庭を支援します。 | 子育て支援課 |
| | ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援 | ひとり親家庭を対象に、学習及び進学意欲の向上を図るため、大学生等のボランティアによる学習支援や生活習慣等の支援を行います。 | 子育て支援課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|----------------|--|----------------|
| ⑨妊産婦への支援の充実 | 妊産婦への支援の充実 | 妊娠届出時にうつの既往歴等アンケートを行い、保健師等による全数面接を実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。 | 健康推進課 |
| | | 妊娠届出時等に把握した特定妊婦(出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)等に対し、支援検討会を実施し、支援計画に基づく支援を行います。 | 健康推進課 |
| | | 医療機関で実施する産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ病質問票による産婦の健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、医療機関と連携し支援を行います。【再掲】 | 健康推進課 |
| | | 医療機関等からの情報提供等により、精神疾患の既往がある、不安が強いと思われる妊産婦等を把握し、早期からの支援を行います。 | 健康推進課 |
| | | 新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)において、子育て支援に関する必要な情報の提供に努めます。 | 健康推進課 |
| ⑩性的マイノリティへの理解促進 | 性的マイノリティへの理解促進 | 性的マイノリティに関する情報提供や学習機会を設けることで、意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。 | 人権推進課 学校教育課 |
| ⑪人権に関する理解促進・相談等 | 人権の尊重の理解促進 | ハンセン病を正しく理解する週間、男女共同参画週間、女性に対する暴力防止週間、人権週間にそれぞれパネル展を開催します。 | 人権推進課 |
| | | 部落差別問題をはじめとする、あらゆる人権問題のためのビデオ・図書等を備え、広く市民へ閲覧、貸出しを行います。 | 人権推進課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|-----------------------------|--|---|
| ⑪人権に関する理解促進・相談等 | 人権の尊重の理解促進 | 市内小学校において、命の大切さを育むため、「人権の花運動」を実施します。【再掲】 人権を大切にするこころを育むため、人権擁護委員による「あま市保育園人権教室」を実施します。【再掲】 | 人権推進課 人権推進課 |
| | | 人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知県人権啓発活動ネットワーク協議会と協力し、幅広い啓発活動を実施します。 | 人権推進課 |
| | 人権に関する研修 | 課題別に市民人権講座を定期的に開催します。 | 人権推進課 |
| | インターネットによる人権侵害の防止対策 | メディアリテラシーの重要性やインターネットの適正利用について、市公式ウェブサイトに掲載し、正しい理解を普及啓発します。 | 人権推進課 |
| | 人権に関する相談 | いじめや差別等の人権に関する相談について、人権擁護委員による相談を行います。 | 人権推進課 |
| | こまりごと相談 | 人権ふれあいセンターにおいて、家庭内の問題・近隣関係・いじめ・差別問題等、生活上の相談を行います。 | 人権推進課 |
| ⑫自殺対策に資する居場所づくりの推進 | 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援 | 子育て世代、高齢者等を対象とした、昼食会、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、社会教育施設の貸し出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。【再掲】 | 人権推進課 健康推進課 高齢福祉課 子育て支援課 生涯学習課 社会福祉協議会 |

基本施策8 自殺未遂者の再企図防止

施策の方向

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域での多様な居場所づくりやストレス解消・リフレッシュのための支援を推進するとともに、相談体制の充実や関係機関等との連携体制を整えます。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|-------------------------------------|---|---|
| ①居場所づくりとの連動による支援 | 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援 | 子育て世代、高齢者等を対象とした、昼食会、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、社会教育施設の貸し出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。【再掲】 | 人権推進課 健康推進課 高齢福祉課 子育て支援課 生涯学習課 社会福祉協議会 |
| ②自殺未遂者等への支援 | 自殺未遂者等への支援 府内相談窓口の充実・相談場所の周知 | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、保健師等による自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実するとともに、医療機関等との連携体制を整えます。 府内(市役所)等で相談事業を実施するどの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。 【再掲】 | 健康推進課 |
| | | | 健康推進課 人権推進課 税務課 収納課 保険医療課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課 社会福祉協議会 商工会 |

基本施策9 遺された人への支援

施策の方向

自殺防止を図るとともに、**自殺により遺された人への支援の充実**を図ることが重要です。自殺により遺された親族等を支援するため、必要な支援情報の提供、相談体制の充実に努めるとともに、民間団体等の活動を支援します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------|---------------------------|--|---|
| ①遺族等に対する支援 | 遺された人に対する支援の 充実 | 自殺により遺された親族等の支援に係る情報を提供するとともに、保健師等による相談体制を整えます。 | 健康推進課 |
| | | 保健センターにおいて、臨床心理士による相談を実施するとともに、相談機会の周知を図ります。【再掲】 | 健康推進課 |
| | 相談等を行っている民間団体等との連携強化、活動支援 | 地域で自殺対策関連に取り組む団体等の活動支援を行います。 | 健康推進課 |
| | 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知 | 庁内(市役所)等で相談事業を実施するどの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。【再掲】 | 健康推進課 人権推進課 税務課 収納課 保険医療課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課 社会福祉協議会 商工会 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------|--------------|--|--------|
| ②遺児等への支援 | 母子・父子家庭医療費助成 | 18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、又は父母のない児童の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。【再掲】 | 保険医療課 |
| | 遺児支援 | 児童扶養手当や遺児手当により、ひとり親家庭を支援します。【再掲】 | 子育て支援課 |

基本施策 10 民間団体との連携強化

施策の方向

地域の自殺対策において、民間団体が大きな役割を担っていることを踏まえ、民間団体の活動を支援しながら、連携・協働して取組を推進します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------|----------------------------|--|-------|
| ①民間団体等との連携強化、活動支援 | 市民活動団体等との連携・協働 | 市民活動センター等において、市民活動に係る情報提供、団体活動・交流の場を提供することなどにより、市民活動団体の活動を支援します。 | 企画政策課 |
| | 相談等を行っている民間団体等との連携強化、活動支援等 | 地域で自殺対策関連に取り組む民間団体等の活動を支援します。 | 健康推進課 |
| | | 地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、またその家族等への相談事業等を実施します。 | 健康推進課 |

基本施策 11 子ども・若者の自殺対策の更なる推進

施策の方向

厚生労働省「人口動態統計」によれば、若年層の死因に占める自殺の割合は高い状況になっており、若年層の自殺対策を更に推進する必要があります。そのため、学校におけるSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、支援を必要とする若者が漏れなくようライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）に応じた、またそれぞれの置かれている状況に応じた支援や自殺対策に資する教育等を推進します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|------------------------------|--|--------|
| ①いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | 児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知 | ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| | いじめ・不登校対策協議会の推進 | いじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、情報交換、関係機関との連携を図ります。 | 学校教育課 |
| | いじめに関するアンケートの実施 | 各学校において、自分がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。 | 学校教育課 |
| | いじめ防止一斉キャンペーンの啓発 | 各学校において、人権週間等に、いじめ防止に係る啓発を行います。 | 学校教育課 |
| | いじめ防止対策委員会 | 「いじめ不登校対策委員会」を各学校に設置し、アンケート等を基に、協議・研究を行います。 | 学校教育課 |
| | いじめ問題対策連絡協議会 | 関係機関（学校、スクールカウンセラー、児童相談所、人権擁護委員会、警察、子育て支援課、教育委員会）が連携し、いじめの防止・早期発見・対策について協議します。 | 学校教育課 |
| | 「あまっ子宣言」の啓発 | 児童生徒の健全育成を目的に策定した、児童生徒の行動指針である「あまっ子宣言」を校内に掲示する他、クリアファイル等の配布を通じて啓発します。 | 学校教育課 |

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--|-------|
| ②児童・生徒等への支援の充実 | スクールカウンセラー等の配置、子どもの支援充実 | 各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。 | 学校教育課 |
| | 児童生徒の相談体制の構築 | 学校毎に保健室前等への相談ポストの設置や教育相談期間を設定し、児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し家庭訪問し、状況確認等を行い、適切に対応します。 | 学校教育課 |
| | Q-Uアンケート(学級満足度調査)の実施 | Q-Uアンケートにより、児童生徒の心理面や学級集団の状態を客観的に把握し、いじめや不登校等の問題行動の予防と対策を推進します。 | 学校教育課 |
| | 「あまっ子宣言」の啓発 | 児童生徒の健全育成を目的に策定した、児童生徒の行動指針である「あまっ子宣言」を校内に掲示する他、クリアファイル等の配布を通じて啓発します。【再掲】 | 学校教育課 |
| ③SOSの出し方に 関する教育の推進 | 児童生徒の自殺対策に資する教育(SOSの出し方に 関する教育) の推進 | 授業において、様々な困難やストレスへの対処方法(SOSの出し方等)について学習する機会を設けます。【再掲】 | 学校教育課 |
| | 道徳学習(命についての教育)、体験活動の充実 | 小動物の飼育を通じて、生命の大切さや仲間と協力する機会を設け、命の大切さを学ぶ学習を推進します。 | 学校教育課 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------|-------------------------|---|-------|
| ④子どもへの支援の充実 | スクールカウンセラー等の配置、子どもの支援充実 | 各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。【再掲】 | 学校教育課 |
| | 児童生徒のこころの状態把握 | 生徒指導部会や生活指導部会において、児童生徒の情報を交換・共有し、児童生徒のこころの状態の把握に努めます。また、始業式の登校状況を把握し、異変等の早期発見に努めます。 | 学校教育課 |
| | 「あまっ子宣言」の啓発 | 児童生徒の健全育成を目的に策定した、児童生徒の行動指針である「あまっ子宣言」を校内に掲示する他、クリアファイル等の配布を通じて啓発します。【再掲】 | 学校教育課 |
| ⑤若者への支援の充実 | 子ども・若者の相談体制の構築 | 子ども・若者、その家族の悩みや不安を相談・支援できる体制の構築を図ります。【再掲】 | 生涯学習課 |

基本施策 12 勤務問題による自殺対策の更なる推進

施策の方向

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

また、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進します。

主な取組・事業

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|-------------------------------|--|-------|
| ①長時間労働の是正 | ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発 | ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報を市公式ウェブサイトにおいて周知するほか、家事等実践講座を開催します。 | 人権推進課 |
| | | 市公式ウェブサイトにおいて、社員が仕事と生活の調和がとれる労働環境に取り組む企業(フレンドリー企業)の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 | 産業振興課 |
| | 長時間労働の是正 | 長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスを行います。 | 商工会 |
| ②職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 労働相談事業(巡回労働相談) | 労働問題に関する専門員による相談窓口を開設するとともに、相談窓口の利用を促進します。【再掲】 | 産業振興課 |
| | 職場におけるメンタルヘルス対策 | 企業が抱えるメンタルヘルスにかかる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行います。【再掲】 | 商工会 |

第4章 基本施策

| 項目 | 事業・取組 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|-----------------------|---|-------------|
| ③ハラスメント防止 対策 | 様々なハラスメントに関する 普及啓発 | 市公式ウェブサイト等において、各 種ハラスメントに関する情報を提供 し、理解促進・普及啓発を行います。 【再掲】 | 人権推進課 |
| | 心配ごと相談、法律相談 | 民生委員・児童委員、主任児童委員 による心配ごと相談、弁護士による 法律相談を開催するとともに、相談 の周知を図ります。【再掲】 | 社会福祉協 議会 |

第5章 数値目標・重点施策

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされ、最終的に目指すべき姿が示されました。そして、自殺総合対策大綱に当面の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることが掲げられました。

これらのことを踏まえ、本計画では、全体目標として自殺者数及び自殺死亡率の減少を掲げます。**ただし、本市の自殺者数及び自殺死亡率は数値変動が大きいことなどから、数値目標だけにとらわれることなく各施策が確実に実施されることを重視していきます。**

また、基本施策のうち、自殺対策の課題から重点的に取り組む施策を整理し、重点施策として積極的に推進するほか、重点施策に盛り込んだ各施策については、できる限り数値目標（活動・成果指標）を掲げて取り組んでいきます。

※目標年の表示については、「平成」が継続したものとみなし、当該年の表示は新元号による応当年の表示に読み替えるものとします。

全体目標

自殺総合対策大綱では平成38年の自殺死亡率を、平成27年の**自殺死亡率18.5**の30%以上減少となる、13.0以下にすることとしています。

あま市では、平成23～28年の平均自殺者数12.8人、平均自殺死亡率（人口10万にあたり）14.6を、平成39年（平成30年～平成39年の平均値）に20%以上減少させ、自殺者数10.0人以下（※）、自殺死亡率11.7以下（※）となることを目標とし、各種事業・取組を推進します。

※警察庁「自殺統計」数値による

☆成果指標 全1 自殺者数の減少

自殺総合対策大綱を考慮し、現状から平成39年（平成30年～平成39年の平均値）に自殺者数が20%以上減少することを目標とします。

★現状(平成23～28年平均)
12.8人（※）



平成39年 目標値
10.0人以下（※）

☆成果指標 全2 自殺死亡率の低下

自殺総合対策大綱を考慮し、現状から平成39年（平成30年～平成39年の平均値）に自殺死亡率が20%以上減少することを目標とします。

★現状(平成23～28年平均)
人口10万人対 14.6（※）



平成39年 目標値
11.7以下（※）

【国目標値】 平成27年 18.5 → 平成38年 13.0以下

【参考】 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上している。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

（平成29年版自殺対策白書「厚生労働省」から引用）

| | 厚生労働省「人口動態統計」 | 警察庁の「自殺統計」 |
|-------------------|--|---|
| 1 調査対象 | 日本における日本人 | 総人口（日本における外国人も含む。） |
| 2 調査時点 | 住所地を基に死亡時点 | 発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知） |
| 3 事務手続き上（訂正報告）の差異 | 自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。 | 捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。 |

重点項目1 関係機関等との連携・ネットワークの強化【主な事業・取組】

基本施策1-① 関係機関等とのネットワークの構築・連携強化

基本施策 10-① 相談等を行っている民間団体等との連携強化、活動支援等

新規・重点施策

■関係機関等とのネットワークの構築・連携強化

行政、関係機関、民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための組織を構築し、連携を強化します。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 関係機関等とのネットワークの構築・連携強化 | | | | 実施 | |

○活動指標 1 関連機関等とのネットワーク会議の開催

行政、関係機関、民間団体等で構成された、自殺対策に係る情報交換等をするための組織を新たに構築し、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で、のべ 5 回以上の会議を開催します。

○ネットワーク会議の開催数



平成 30~34 年度 目標値
のべ 5 回以上開催

■相談等を行っている民間団体等の活動支援

地域で自殺対策関連に取り組む民間団体等の活動を支援します。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 相談等を行っている民間団体等の活動支援 | 実施方法検討 | | | 実施 | |

重点項目2 気づきのための人材育成 【主な事業・取組】

- 基本施策4-② 職員の資質向上
- 基本施策4-③ 民生委員・児童委員等におけるゲートキーパーの養成促進
- 基本施策4-④ 人材育成(ゲートキーパー養成講座の拡大)
- 基本施策4-⑥ 地域の支援者への普及啓発
- 基本施策5-② 人材育成(ゲートキーパー養成講座の拡大)

新規・重点施策

■人材育成（ゲートキーパー養成講座の拡大）

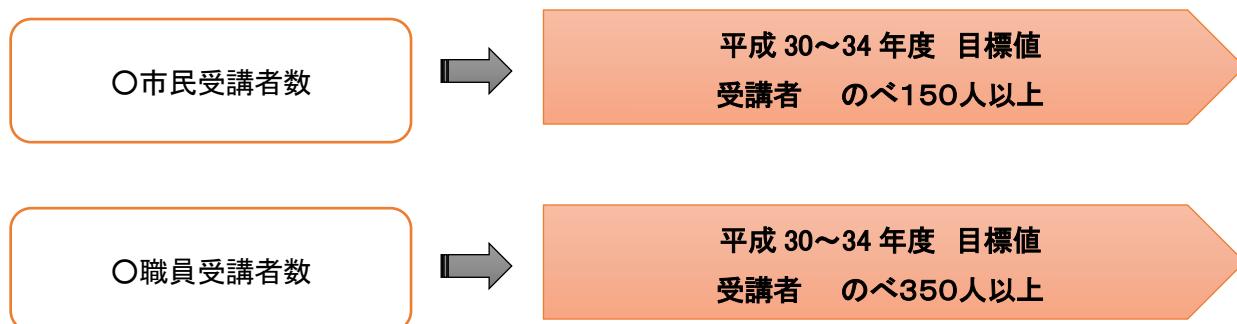
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成講座をこれまで以上に多くの市民へ受講を促進するほか、職員・教職員等においても受講を拡大します。

また、ゲートキーパー養成講座の内容充実、ゲートキーパーへの情報提供や活動支援などにより、人材のレベルアップが図れるような環境の整備に努めます。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人材育成(ゲートキーパー養成講座 の拡大) | | | | 実施 | |

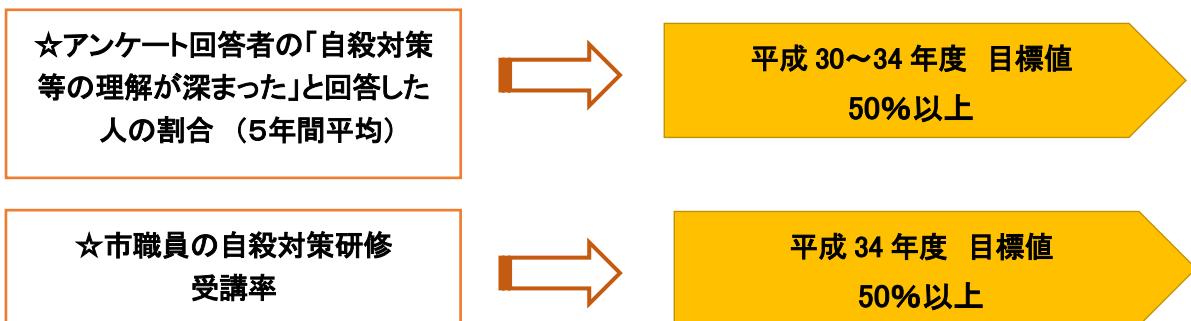
○活動指標 2 ゲートキーパー養成講座受講者数の増加

地域での自殺対策の担い手となるゲートキーパー養成講座の受講者を毎年増加させ、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で、のべ 500 人以上の受講を目指します。



☆成果指標 2 自殺対策等の理解促進、市職員の研修受講率の向上

ゲートキーパー養成講座の受講者にアンケートを実施し、「自殺対策、自殺や自殺関連事象等の理解が深まった」と回答した人の割合が50%以上になることを目標とするとともに、市職員の自殺対策研修の受講率が50%以上になることを目指します。



重点項目3 市民への普及啓発【主な事業・取組】

- 基本施策2-① 自殺予防週間と自殺対策強化月間での啓発実施
- 基本施策2-③ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発
- 基本施策2-④ 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発
- 基本施策6-④ アルコールに関する正しい知識の普及啓発

新規・重点施策

■自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、市民への普及啓発を積極的に実施します。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の啓発 | | | 実施 | | |

○活動指標 3-1 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発対象者数の増加

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及を推進するため、平成30年度から平成34年度までの5年間で、のべ5,000人以上を対象に普及啓発を行います。

○普及啓発者数

平成30～34年度 目標値

のべ5,000人以上

☆成果指標 3-1 ゲートキーパーの認識向上

自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、ゲートキーパーの役割について広く周知し、「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合が30%以上となることを目指します。

☆「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合

平成33年度 目標値

30%以上

※健康づくり計画策定に係るアンケートにおいて、達成状況を確認します。

■アルコールに関する正しい知識の普及啓発

アルコールに関する正しい知識を深められるように普及啓発します。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| アルコールに関する正しい知識の普及啓発 | | | | | 実施 |

○活動指標 3-2 アルコールに関する正しい知識の普及啓発者数の増加

アルコールに関する正しい知識を深められるよう、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で、のべ 3,000 人以上を対象に普及啓発を行います。

○普及啓発者数



平成 30~34 年度 目標値
のべ 3,000 人以上

☆成果指標 3-2 適度な飲酒の知識を持つ人の割合向上、多量に飲酒をする人の割合の減少 ※【健康づくり計画から抜粋】

アルコールに関する正しい知識の普及啓発を行い、適正な飲酒量の認知の割合増加、多量に飲酒する人の割合減少を目指します。

○節度ある適度な飲酒の知識を持つ人の割合



平成 33 年度 目標値
55%以上

○多量(1日3合)に飲酒する人の割合



平成 33 年度 目標値
男性 成人 5.0%以下
女性 成人 1.0%以下

※健康づくり計画策定に係るアンケートにおいて、達成状況を確認します。

重点項目4 ハイリスク者に対するアプローチ・支援 【主な事業・取組】

- 市内精神科医療機関等との連携による相談事業の実施【事業・取組数 1】
- 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知【事業・取組数 1】
- うつ病の早期発見【事業・取組数 1】
- アルコール依存症等に関する相談事業の実施【事業・取組数 1】
- 自殺未遂者等への支援【事業・取組数 1】
- 失業者等に対する相談窓口の充実【事業・取組数 5】
- 高齢者のこころの健康づくりの推進【事業・取組数 3】
- 遺された人への支援の充実【事業・取組数 1】

新規・重点施策

■市内精神科医療機関等との連携による相談事業の実施 (基本施策6-③ 市内精神科医療機関等との連携による相談事業)

市内精神科医療機関等と連携し、精神保健に関する相談会を実施します。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市内精神医療機関との連携による相談事業の実施 | 実施方法検討 | | | 実施 | |

○活動指標 4-1 市内精神科医療機関等との連携による相談事業の実施

市内精神科医療機関等と連携し、精神保健に関する相談会を平成30年度から平成34年度までの5年間で、のべ6回以上を開催します。

○市内精神科医療機関との連携による相談事業の実施回数



平成30～34年度 目標値
のべ6回以上開催

■庁内相談窓口の充実・相談場所の周知

(基本施策7-① 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知)

庁内等で実施する各種相談事業のいずれの場においても、各種相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 庁内相談窓口の充実・相談場所の周知 | 実施方法検討 | | | | |

○活動指標 4-2 相談窓口情報の広報対象者数の増加

こころの悩みや病気にかかる相談窓口情報をについて、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で、のべ 5,000 人以上を対象に広報を行います。

○広報対象者数



平成 30~34 年度 目標値
のべ 5,000 人以上

☆成果指標 4-2 相談窓口の認識向上

こころの悩みや病気にかかる相談窓口情報を広報し、相談先を知っている人の割合を高めます。

☆こころの悩みや病気に関する
相談先を知っている人の割合



平成 33 年度 目標値
70%以上

※健康づくり計画策定に係るアンケートにおいて、達成状況を確認します。

■うつ病の早期発見

(基本施策6-③ うつ病の早期発見(スクリーニング))

健診等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見・治療につながるよう、適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| うつ病の早期発見 | | | | 実施 | |

○活動指標 4-3 うつ病スクリーニングの実施人数の増加

健診等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを平成30年度から平成34年度までの5年間で、のべ500人以上を対象に行います。

○うつ病スクリーニング
実施人数



平成30～34年度 目標値
のべ500人以上実施

■アルコール依存症等に関する相談事業の実施

(基本施策6-④ アルコール依存症等に関する相談)

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、またはその家族等への相談事業を実施します。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アルコール依存症等に関する相談事業の実施 | 実施方法検討 | | | 実施 | |

○活動指標 4-4 アルコール依存症等に関する相談会の開催

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、またはその家族等への相談事業を平成30年度から平成34年度までの5年間で、のべ9回以上を開催します。

○アルコール依存症等に関する相談会の開催数



平成30～34年度 目標値
のべ9回以上開催

■自殺未遂者等への支援

(基本施策8-② 自殺未遂者等への支援)

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、保健師等による自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実するとともに、医療機関との連携体制を確保します。

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自殺未遂者等への支援 | 実施方法検討 | | | 実施 | |

■失業者等に対する相談窓口の充実

- (基本施策7-①　納税相談)
- (基本施策7-①　若年者就職相談)
- (基本施策7-①　庁内相談窓口の充実・相談場所の周知)
- (基本施策7-⑦　生活困窮者自立支援事業)
- (基本施策7-⑦　失業者等に対する相談窓口の充実)

失業者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 失業者等に対する相談窓口の充実 | 実施方法検討 | | 実施 | | |

■高齢者のこころの健康づくりの推進

- (基本施策5-①　居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援)
- (基本施策5-①　高齢者の健康づくり、介護予防の推進)
- (基本施策7-⑤　介護予防や社会参加の推進)

高齢者の居場所づくりや健康づくりを推進するとともに、様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる傾聴ボランティア事業の推進などにより、支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 高齢者のこころの健康づくりの推進 | | | 実施 | | |

■遺された人への支援の充実

- (基本施策9-①　遺された人に対する支援の充実)

自殺により遺された親族等に対する支援を行うことができるよう、支援に係る情報を提供するとともに、保健師等による相談体制を整えます。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 遺された人への支援の充実 | 実施方法検討 | | 実施 | | |

重点項目5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進【主な事業・取組】

基本施策2-② 児童生徒の自殺対策に資する教育(SOSの出し方に関する教育)の推進

基本施策 11-③ 児童生徒の自殺対策に資する教育(SOSの出し方に関する教育)の推進

新規・重点施策

■児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| SOSの出し方に関する教育の推進 | | | | 実施 | |

○活動指標 5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

SOSの出し方に関する教育を、市内のすべての小中学校において、年1回以上実施することを目指します。

○市内小中学校において
SOSの出し方に関する教
育(授業等)が実施された
学校数・実施率



平成 34 年度 目標値
17校(市内全小中学校)・100%

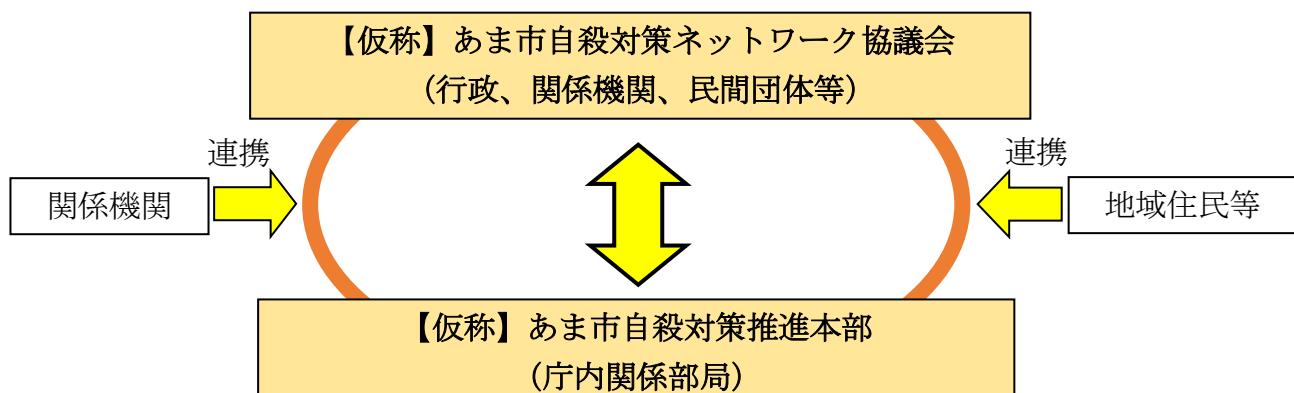
第6章 計画の推進体制

1 推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。あま市では、行政、関係機関、民間団体等で構成する「【仮称】あま市自殺対策ネットワーク協議会」を設置し、連携強化を図るとともに、**自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制**を整えます。

また、府内での自殺対策の推進体制を確立するため、府内関係部局が横断的に参画する「【仮称】あま市自殺対策推進本部」をあわせて設置し、計画の**進行管理**をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った**事業・取組**を着実に推進します。

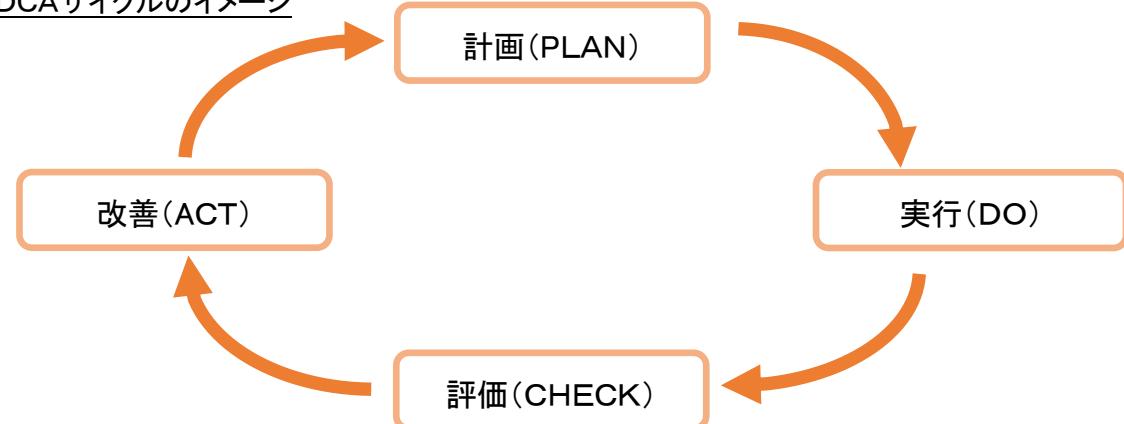
推進体制イメージ



2 進行管理（P D C Aサイクル）

計画期間中は、事業・取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、府内の推進組織（【仮称】あま市自殺対策推進本部）において、定期的に施策の**進行**状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。また、進行状況については、「【仮称】あま市自殺対策ネットワーク協議会」及び市公式ウェブサイト等により市民等に報告します。

PDCAサイクルのイメージ



第7章 資料

1 あま市自殺対策計画の策定経過

| 開催年月日 | 会議名称 | 内容等 |
|-------------------|----------------------|---|
| 平成 29 年 7 月 26 日 | 第 1 回自殺対策計画策定作業部会 | 1 自殺対策策定の背景について 2 今後の作業及びスケジュールについて |
| 平成 29 年 8 月 3 日 | 第 1 回あま市自殺対策計画策定委員会 | 1 自殺対策計画策定が求められる背景について 2 あま市の自殺に係るデータについて |
| 平成 29 年 8 月 31 日 | 第 2 回自殺対策計画策定作業部会 | 1 自殺対策に係る各課の取組状況について 2 自殺対策に係る課題等について |
| 平成 29 年 10 月 3 日 | 第 2 回あま市自殺対策計画策定委員会 | 1 あま市の自殺対策に関するこれまでの取り組み及び課題 2 あま市自殺対策計画の基本事項 |
| 平成 29 年 11 月 1 日 | 第 3 回自殺対策計画策定作業部会 | 1 あま市自殺対策計画基本項目について 2 自殺対策事業・取組の確認について |
| 平成 29 年 11 月 22 日 | 第 3 回あま市自殺対策計画策定委員会 | 1 あま市自殺対策計画素案について |
| 平成 29 年 12 月 20 日 | 第 4 回あま市自殺対策計画策定作業部会 | 1 あま市自殺対策計画素案について① 2 事業の棚卸し事例集について |
| 平成 30 年 1 月 10 日 | 第 4 回あま市自殺対策計画策定委員会 | 1 あま市自殺対策計画素案について② |
| 平成 30 年 2 月 19 日 | 第 5 回あま市自殺対策計画策定委員会 | 1 パブリックコメント結果報告について 2 あま市自殺対策計画について |

2 あま市自殺対策計画策定委員会要綱

平成29年5月31日
告示第89号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自殺対策についての計画（以下「あま市自殺対策計画」という。）を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 市民の自殺対策の推進に関する施策に関すること。
- (2) その他市民の自殺対策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健医療関係者の代表
- (3) 福祉関係者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 地域団体関係者の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、あま市自殺対策計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3 あま市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(平成30年2月19日現在)

| 氏 名 | 役 職 名 |
|--------|------------------------|
| 八島 進 | あま市議会厚生委員会委員長（第1号） |
| 富田 悅充 | あま市医師代表（第2号） |
| 伊藤 嘉浩 | あま市精神科医師（第2号） |
| 服部 章平 | あま市社会福祉協議会会长（第3号） |
| 井村 なを子 | あま市民生委員児童委員協議会代表（第3号） |
| 中山 良男 | あま市小中学校長会会长（第4号） |
| 平岩 正信 | あま市老人クラブ連合会会长（第5号） |
| 山田 精二 | あま市商工会会長（第5号） |
| 辻 真弓 | 愛知県津島保健所健康支援課課長（第6号） |
| 島田 靖浩 | 海部東部消防組合消防本部消防課課長（第6号） |

(敬称略)

あま市自殺対策計画

平成30年3月

発行：あま市 市民生活部 健康推進課

〒490-1104

愛知県あま市西今宿馬洗46番地

TEL 052-443-0005

FAX 052-443-5461

URL <http://www.city.ama.aichi.jp/>